

安政二年「村上家乗」参考資料(令和2・6・13) 11

◎四月朔日

◇席書(せきがき)：江戸時代手習いの師匠が、門弟その他の人々を集めて開いた習字の会。

(小学館『日本国語大辞典』)

▼〔維新前東京市立小学校教育法及維持法取調書 席書ハ全ク習字奨励ノ為メ、席上揮毫ヲ為サシムルモノニシテ、毎年四月・八月ノ二回之ヲ挙行スルモノトス、其概況ヲ記センニ、室内四面ニハ全生徒ノ揮毫セシモノヲ貼付シテ、人ノ縦覧ニ供シ、批評ヲナサシムルニ便ス、〕

〔維新前東京市立小学校教育法及維持法取調書 席書之圖〕



『古事類苑』文学部四十二(吉川弘文館)

△東京(江戸)では四月・八月の年二回のようにだが、東城浅野家ではいつ席書を開催?

○(嘉永六年三月十九日) 今日九時揃於素読所席書有之出ル、御臨坐も被為在、書生三十三人、足輕以下十一人、都合四十四人也、出席之面々江杉原紙志帖ツ、被下之候也

○(安政三年三月廿一日) 九時揃於素読所席書有之、御臨坐も被遊、罷出、書生廿四人、下方四人出、暮頃相済帰宅、足輕以下者御透覧也

○(安政四年四月十五日) 今日九時揃於素読所席書有之ニ付出席、御臨坐被為在也、暮前相済、書生卅六人何れも見事ニ出来也、当年者書生江為御褒美諸口紙三帖ツ、被下置、予方申達、足輕以下も六人有之、跡ニ而御透覧被遊、家来兵藏も出ル也

○(安政五年四月十四日) 今日九時揃於素読所席書興行有之ニ付同処へ出席、御臨坐も被為在、出人三十五人、下方兩人出ル也、甚吉郎・乙次郎来ル、堀尾幾之進・森平之進も席書済候謝ニ来也

○(安政六年四月十七日) 今日於素読所席書有之候ニ付八時過方出席、御臨坐被為在、書生三十五人、足輕已下四人、併三十九人、皆々麗敷出来候、当年者書生へ諸口紙三帖ツ、為御褒美被下(虫損)也

○(文久元年四月十七日) 於素読所席書有之、夕方為見物出ル、御臨坐も被為在、七半時前相済

○(文久二年四月十九日) 素読所席書ニ付夕方出ル、御臨坐も被遊、七時過相済也、湯川新太郎病氣之処、養生不叶死去之旨三宅内外為知越、使を以悔申遣、夜復葬二光(広)寂寺へ会せしむ、昨夕以来之病氣全卒中風与申様子ニ有之し由、尤去冬以来兎角不快、渴甚敷、形容者殊之外憔悴致居候し、学事ニ而御用立居候人物、可惜之至也

○(文久三年九月廿五日) 素読所席書興行有之、致出席、御臨坐も被遊也、敬次郎出、為御褒美諸口式状頂戴致候由

○(元治元年五月十日) 夕素読所ニ於而席書御覧有之、出ル、敬次郎も書、今日前髪組之内ニ而好出来候分重而御所望ニ而、一紙ツ、揮筆被仰出也

\*東城浅野家では例年、四月(三月)五月、文久三年は九月)頃に素読所(同家の学問所、蒙養館)で、当主浅野豊後道興が臨座して、九時(正午)過ぎから夕刻にかけて開催される。書生24~36人のほか足軽の子弟数名も参加するが、当主への目通りを許されないで、透覧を受ける(簾のようなものを掛け、簾越しに)覧になる)。書生には「褒美として諸口紙三帖(嘉永六年は杉原紙)すいばらがみ)一帖)が与えられる。

◇湯川新太郎：東城浅野家の儒者で、蒙養館の教授。文久二年四月十九日死去。  
 ◇諸口紙(もろくちかみ)：生漉(きずき)紙(楮(こうぞ)・三椏(みつまた)・雁皮(がんぴ)などを用い、他の物を混ぜないで紙を漉くこと)の一種。多く障子紙に用いた。(小学館『日本国語大辞典』)

△諸口紙とは障子紙のこと? 『広島県史』では次のように説明  
 ▼和紙と呼ばれるものには、種類が色々あった。広島藩では二五種に及んでおり、その品質・規格・製法などにもまた差異がみられる。同藩紙蔵に納入された御用紙の種類、寸法規格、産地、享保初年の生産高および単位である一丸の枚数についてまとめたのが表一六八(下の表)である。

これら諸紙の中でとくに生産の多いのが諸口と半紙で、それぞれ四四六〇丸(三三七〇丸と全生産高の四五%および三四%を占め、合計七九%の高率を示している。藩から出される通達類や村役人の手控えなどをはじめ、一般用にもこれらの紙が多く使用されたためである。諸口の主産地は山県・佐伯両郡であり、とくに山県郡と勝木村を主とする高宮郡産のものが極上とされ、このほか高田・沼田郡など一〇郡でも漉かれた。半紙は佐伯・沼田郡産が精巧とされ、両郡を中心に九郡で産した。(『広島県史』近世1)

\*次頁は、最近発表された広島藩で使用された紙に関する新しい研究成果からその一部を紹介します。(石川良枝・地主智彦「江戸時代中・後期における広島藩の杉原紙・諸口紙・半紙について」『広島県立歴史博物館研究紀要』22号)

表168 広島藩御用紙の種類と産地・生産高・規格

種類	享保初年 生産高	佐伯郡	山県郡	沼田郡	高宮郡	遠田郡	三次郡	三笠郡	奴可郡	三上郡	世羅郡	甲斐郡	安芸郡	賀茂郡	豊田郡	徳島郡	規格 縦寸 横寸	一丸と枚数	
																		丸	枚
諸口	4,460	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	9.7×15.5寸	1丸=26束	1帖=20枚
小諸口		×	×	×	×	×		×									8.4×12.8寸	1丸=6束	1帖=20枚
半紙	3,370	○		○		×		○									8.3×11.6寸	1丸=10束	1帖=20枚
小半紙	90	○		×													6.6×9.2寸	同上	
上半半紙	6	○		×													6.6×9.2寸	同上	
浅原半紙	9	○															8.3×11.6寸	同上	
御鼻紙	6.2	○															7.3×11.4寸	同上	
海田	790		○														10.8×15.3寸	1丸=8束	1帖=50枚
中杉原	590	△				○	□	○	○	○	○	○					10.5×15.0寸	1丸=16束	1帖=45枚
大杉原	150	△				○	□	○	○	○	○	○					11.2×16.0寸	1丸=10束	1帖=45枚
大奉書	20	△						○	○	○	○	○					12.5×17.3寸	1丸=3束	他へ同上
小奉書	4	△						○	○	○	○	○					11.8×16.0寸	1丸=4束	他へ同上
障子紙	50		○														9.5×15.2寸	1丸=42束	1帖=20枚
上包	10		○														9.2×13.8寸	同上	
大長高(大尺)	10		○														11.6×17.4寸	1丸=8束	他へ同上
中長高(中尺)	40		○														10.5×16.0寸	1丸=10束	他へ同上
勝木	190			○	○												10.2×16.3寸	1丸=5束	1帖=60枚
厚紙	90				○												10.5×15.8寸	1丸=5束	1帖=48枚
庶紙	30	△	○	○									○	○			—	諸口1丸=40束	1帖=10枚
障子紙	13				○												10.2×16.3寸	半紙1丸=4束	1帖=20枚

紙の種類・生産高・規格・一丸枚数及び産地欄の○印は享保初年の「広島藩御用紙」4により、産地欄の×印は文化13年「諸紙定寸覚書」に、△印は「佐伯郡々辻書出帖」に、□印は『芸藩通志』にそれぞれよった。なお、恵蘇郡でも紙を漉いており、産地欄に入れるべきものであるが、製紙の種類等不分明のためここでは省いた。

『広島県史』近世1

◇帖(じょう)・・・諸口紙の1帖は20枚

▼ (一) 杉原紙(すいばら)がみ/すきはらがみ

杉原紙は、平安時代後期に播磨国相原庄で生まれた、楮を原料とした紙である。平安時代の公家政権の文書料紙である檀紙に対し、中世武家社会において公文書や書状用料紙として重用された。楮の長い繊維の特徴を生かした流し漉きと、米粉の添加によって、檀紙より薄く白さを増した料紙となった。近世には各地で生産され、広島藩領でも大杉原、中杉原の二種類が漉かれていた。

(二) 諸口紙(もくちがみ)

諸口紙について、寛文三年(一六六三)刊の『芸備国郡志』・安芸国「土産門」の項には、「居民多製之、世称広島紙者是也」と記述がある。楮を原料とし、江戸時代を通じて藩内で最も多く生産され、主産地の山県郡・高宮郡のものが特に高品質とされた。享保六年(一七二一)より、公用文書の料紙として色諸口が藩の諸機関で多用されるようになるが、染色されていない諸口紙(以下、白諸口)も、控や写類・証書類・帳面・図面などに、公私を問わず広く使用された。廃藩置県後、色諸口は姿を消し、白諸口が「障子紙」として県北地域で漉かれていたことが、昭和十三年まで確認されている。

(三) 半紙

紙名は文字通り紙を半分に切った意味だが、和紙研究家の久米康生氏によると、杉原紙の寸延判(大杉原紙・縦一尺・寸五分×横一尺六寸五分(一尺七寸)を縦半分にした大きさが半紙の判型のものになったようである。杉原紙や諸口紙と同様に楮を原料とし、近世の半紙は縦八寸×八寸三分、横一尺一寸二分×五分を基準として漉かれた。半紙は、江戸時代に新たに紙の消費に加わった、庶民層の需要に最も応えた常用紙であり、広く流通した。主に西日本を産地とし、特に中国・四国・九州地方の藩は厳しい管理体制のもとで生産を奨励したことで、比較的高品質な半紙も登場し、大坂市場での評価も高かった。

(石川良枝・地主智彦「江戸時代中・後期における広島藩の杉原紙・諸口紙・半紙について」(『広島県立歴史博物館研究紀要』22号))

▼ 天の 諸役所の料紙使用につき定(享保六年)

「吉長公御代記」卷十四上

覚

一 常々用之儀ニ付而、諸役人書通し料紙諸口を相用、其外覚書類を半紙を可用候、江戸・京都・大坂等に罷在候役人共方へ用之書状判形仕候共、他所へ不出候儀ニハ諸口を用ひ、覚書ハ諸口半紙之内有合申候方を用可申候、件之所々より当地へ差越候ニハ、尙以諸口半紙ニ而も判形仕可差越之事

付、江戸・京都・大坂他国之者へ書状遣候時ハ杉原之類にても書認可遣事

一 上へ献上物仕候敷、又ハ安否為相候或ハ祝儀に書状差出し等之節ハ杉原類ニ認可申候、尤一家中并奥方付へ書通仕候時ハ、常々とても料紙之儀、只今迄仕来り之通りに可仕事

一 家中之者共願出一同に諸口ニ相調、口上書差添候ハ半紙に調可差出候、并常々家中之書通諸口・半紙之類を用、他所一家・親類・縁者へ遣申候書通ハ杉原にても可相用候、同家中之者へ他国へも諸口・半紙を用可申事

一家老共自用ニ付、役人共方へ家来共方半紙等遣候ハ諸口を用不苦事

一 寺社・町新開・郡方諸品之願出調候紙ハ、只今之迄之通弥鹿抹成料紙可用之、勿論三原より之願出も可為同前事

右之通可相心得候、乍然常々之用紙ハ諸口・半紙ニ限らず何紙ニ而も心次第に致し、銘々勝手に能候料紙可相用候、紙ハ不断入用之ものに候へハ、勝手之為ニも可成と相極事ニ候へハ此旨可相知候、以上

正月十二日

『広島県史』近世資料編三

\*享保6年定書きの要約

- ・ 諸役所において常用で遣り取りする文書には諸口紙を使用。その他(私的な)覚書類には半紙を使用。江戸・京都・大坂役人へ宛てる書状は、藩内から出ないものには諸口を使用し、覚書には諸口・半紙何れでもよい。他国の者へ宛てる書状は杉原紙でもよい。
- ・ 目上へ献上をする場合、安否伺い、祝儀として差し出す書状などは杉原(すいばら)紙を使用。
- ・ 家中からの願書は諸口紙、それに添える口上書は半紙を使用、他国にいても家中で遣り取りする書状は諸口か半紙。一家・親類・縁者でも他国者への書状には杉原紙を使用してもよい。
- ・ 寺社・町新開・郡方から提出する願書などの紙は、これまで通り粗末な紙を使用する。
- ・ 常用の紙は諸口・半紙何れでも自由に、勝手の良い紙を使用してよい。紙は普段使用するものなので、勝手良かれと以上のように定めた。

◎四月二日

◇吉本恒之丞：東城淺野家の外記流砲術師範（参考資料6（令和元・10・5））。

◇老丁之稽古：砲術の「町打ち稽古」は遠距離砲撃訓練の一つ。一町（109 m）先の標的にめがけて砲撃する。

◇申聞（もうしきける）：「申し聞かせる」に同じ。「申し聞かせる」は「言い聞かせる」の謙讓語で、告げ知らせるなどの意味。

◇貫心流（かんしんりゅう）：別名司箭（しせん）流。居合術を含む実践的な剣術・薙刀の流派。広島では文化年間に細宗閑（ほそそうかん）が道場を開き、広島藩に抱えられ、以来呑空（どんくう）、鉄腸斎（てつちようさい）と三代にわたって藩へ仕えた。なお、嘉永六年（二八五三）九月に劍術稽古場の定日が改正され、貫心流劍術は丁日（偶数日）の夜と半日（奇数日）の昼に、一甫流は丁日の昼と半日の夜に稽古が行われることになった

◎四月五日頭書

◇中井出衛：用人←大目付（大目付は用人より格下。郡奉行を経て、文久改革が始まる文久三年に用人へ復帰）

◇小島太郎作：大目付←用人並・郡奉行（郡奉行と用人並はセットで就任する事例が多い）

- 中井左兵衛……文政12(1829)側詰膳番兼③72B29 (出衛)
- 中井出衛……天保6(1835)目付③68A2  
天保8(1837)持弓筒頭/供頭③60A1  
天保10(1839)勘定奉行③56A10  
嘉永2(1849)騎馬弓筒頭③46A30  
嘉永5(1852)用人③42A26  
安政2(1855)大目附③48B26  
安政6(1859)郡奉行③54B3  
万延2(1861)用人並③43B2  
文久3(1863)用人③42B4

小島喜三次……天保4(1833)代官③107B1  
天保7(1836)末姫君様住居附広式詰③76A2(太郎作)

小島太郎作……天保7(1836)側詰膳番兼③73A2  
天保12(1841)持弓筒頭/供頭③80A3  
同並長政公へ相勤家筋③201B  
嘉永4(1851)大目附③48B24  
安政2(1855)用人並③43A25  
安政2(1855)郡奉行③54B2  
家④91B20, 92B5(喜三次)

高橋新一編『「芸藩輯要」人名索引』

◎四月七日

◇松本玄順：家老東城淺野家侍医。良伯の父

◎四月七日頭書

◇小満節：二十四節季の八番目で「立夏」の次。今年は5月20日

◎四月八日

◇堀尾眠石（みんせき）：東城淺野家土堀尾精一郎に家督を譲って隠居。隠居前の通称は五郎八。万延元年（一八六〇）五月二十二日に八十五歳で死去。法名は純忠院。

◎四月九日

◇昨午地震：嘉永7年11月5日（太陽曆12月24日）の午後4時半ごろに発生した安政南海大地震。広島の震度は5。

○（嘉永七年十一月五日）夕七時三、四歩頃地震、最初軽キ様ニ有之候処、追々薄暮候ニ付家内ニ居ニ不堪、家小・幾三郎俱々脊戸之菜圃へ出、其後弥劇甚、家之壁・柱等之振事九尺、上ニ而四、五寸許振候敷与思わ、走り先水溜壺之水、小用壺之小水杯七歩目程ニ洩溢ス、当辺ニ而者唯今迄余り聞も不及大震也、座敷三尺之壁老尺程下り、其外処々之壁少々宛傷ミ、鴨居等之くるひ者大分有之、障子も処ニ因リ紙悉筋違ニ裂る、誠ニ恐懼ニ堪たる事共也、昨朝の震方者少し短くして鎮る、早速為伺御機嫌出勤、尤出掛高謙院様御部屋へ出ル、御部屋ニ而者御廊下之屋根落居候而難通候ニ付、御庭へ下候而御小座敷江出ル、夫方御館へ出ル、御館者差寄損所も不見、且那樣・出衛様・高謙院様共御機嫌被為受候義も不被成御坐、奉恐悦也、（中略）御上屋敷内も御藏・大手壁等大分之損し有之、御多門ニ而者矢野源内方格別之大損し与相聞、六丁目御抱内も御館始処々損所多く、森岡万之進方者湯殿・雪隠倒れ候由……

\*村上家では家の壁や柱などが9尺(2・7呎)？、上の方では4、5寸(12、15cm)揺れたように思われる。台所の走り(流し台)の水壺(井戸から汲んだ水を溜めておく壺)や小用壺の小水(雪隠壺に入った小便)も7割溢れた。座敷の3尺(90cm)壁は1尺(30cm)ほど剥げ落ちたほか、その他の壁も少しずつ傷んだ。鴨居は(曲がるなどして)大きく狂い、障子は所によって紙が筋違いに裂けた。前日の地震(4日の午前9時15分)ころに発生した安政東海地震、広島地震は4)よりも揺れは短かった。東城浅野家の上屋敷では、高謙院の御部屋の下天井が落ちた。その他御館には大きな損害がなかったが、蔵と大手の壁に大きな損害があり、御多門では矢野源内宅が大損した。六丁目屋敷では御館を初めとして損所が多く、弟の森岡万之進方は湯殿と雪隠が倒壊した。

\*広島県立文書館では、3月27日〜6月13日に収蔵文書展「災害を語る歴史資料」を開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策のため延期しました。現在「中国四国地区アーカイブズウィーク」の一環として、ホームページで予定していた展示の内容を詳しく紹介していますので「ご覧ください」。安政南海地震についてもいろいろな資料を提示しています。資料の解説文も付けているので解説の勉強にもなります。

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/monjokan/saigai-top.html>)

◇藤井源之進：岩崎常介の次男。前年の嘉永7年2月に前髪を取り(元服)、6月に三原浅野家中の藤井左内の婿養子となった。閏7月に藤井家を相続。9月までに音次郎(乙次郎)と改名。

◇後藤松軒(一八〇三〜一八六四)：寛政から享和(一八〇〇年頃)にかけて広島三滝に菓草園(日涉園)を開き、本草・薬学書である「草木箋」を著した。広島藩御医師格後藤松眠(一七五五〜一八二八)の子。広島に生まれ、長崎で蘭学を学んだが、父の死去にともない帰広し、医業を継ぎ藩医となった。シーボルト事件で幕府のお尋ね者になった高野長英を日涉園にかくまい、嘉永二年

(一八四九)に藩から扶持を止められた(原因には諸説あり)。安政三年になって藩医に復職した。剛直な性格で、権勢や威武に屈しなかったため藩の忌諱に触れて再三閉居を命じられた。全国から著名人の来訪を受けたといわれる。

(江川義雄『広島縣醫人傳』第一集)

◇万行寺：昌光山萬行寺は東白島町の浄土真宗大谷派(東本願寺派)寺院(現在地は白島電停交差点の南西角)。開祖は毛利家臣坪井玄蕃頭満行の子である僧玄徳。満行は天正四年(一五七六)の石山合戦の際に、毛利家の使者として度々石山本願寺へ行き、頭如上人と昵懇となり同五年に出家、毛利輝元から高田郡吉田に寺地を賜り「満行寺」を創建した。広島開府後、吉田の満行寺は嫡子に譲り、次男玄徳と広島に来て小庵を結ぶ。毛利家の長防移封に際して玄徳だけ広島に残ったが福島正則から庵地を没収された。元和五年(一六一九)浅野長晟が広島に来てから本堂を建立、玄徳の諱を山号とした。「満行寺」の扁額を僧沢庵に依頼したところ、「萬行」と揮毫されたため「萬行寺」と改名した。五世貞温の時に東本願寺派に転じた。『広島市史』社寺誌

◇説法：宗教の教義を説き聞かせること。説教、法話。

#### ◎四月十一日

##### ◇於時殿

○(嘉永六年六月卅日頭書)「卅日、六丁目様二而此度御出生之御小兒御名、於留殿、右之通御名被為付候、尤御奥向二而者様唱之旨今日席達を以被仰出ル也

○(同年八月八日)六丁目様二而於留殿御事今日於磯殿与御改名被成候由、依之恐悦等二者不罷出、

○(同年十二月十五日頭書)「十五日、六丁目様二而、於磯殿御事於時殿、舍人殿御事市松殿、右之通御改名被成候段無屹席達有之也

○(安政二年五月十七日)於時殿何分重キ御容体被成御坐候由二付、夕雅登替合、予御下屋敷江罷出ル、然ル処極夕方追々御差重り、終二夜六半頃頃御卒去被成、

当年御三歳、当春以来之御病氣、全御脾胃虚与申様之御症也、兎角御不仕合之御事、乍恐是非も不被為在次第也、彼是御用向申談置、夜半頃退、直ニ罷帰御館へ出勤、曉七半時前退

\*「於時殿」は「六丁目様」(東城浅野家先代、浅野周防道博)の娘、嘉永6年6月30日に出生。出生時の名前は於留、1ヶ月余で於磯と改名、4ヶ月後にまた於時と改名、安政2年5月17日死去。

◇御内播：「内播」は漢方の病名であろうが、詳細はわからない。「播」は諸橋轍次『大漢和辞典』(大修館書店)に次のようにあり、痲痺(けいれん)やひきつけのこと。

**播**

12472  
チク (纂韻) 駁六切 園  
イメ 呂才

●うごきいたむ。身體がひきつけていたむ。(漢書、賈誼傳) 二 指播、身體亡し聊。(注)師古曰、播、謂動而痛也。●ひく、ひきつける。(纂韻) 播、牽制也。

\*「村上家乗」には「内播」のほか、「播」の用例が「播擲」と「播発」の2例あり、いずれも子供の痲痺やひきつけを指すと考えられる。

○(安政元年六月廿一日) 今午後於常殿御播擲之御氣味疲成御坐候由二付、暮前為御御奥江出ル、今午後於常殿御播擲(ちくじやく)之御氣味疲成御坐候由二付、暮前為御御奥江出ル

○(安政二年八月九日) 幾三郎全痢疾之趣良伯も申聞候処、予帰宅後度々通し有之候処、夕七時頃方何となく顔色悪敷、冷汗を發、始終うとくく/として正氣無之様被考、熱も却而醒候様ニ而、全内攻之様子ニ相成、暮過猶又良伯来診之処、其内又々塞閉ニ相成、脉状難心得候二付、良伯江申談、後藤松軒を迎診を乞、何も良伯同考、何分ニも危難之症与申、尤痢毒而已之事ニも無之、疔虫之業も可有之与申聞、同人考ニ而猶又疔之療治をいたし具、金子元達をも呼来、見合、流腸等もいたしくれ候得共、一円脉上不開、少々薬效を不見、戌刻頃方発擲之姿ニ相成、終ニ亥鼓過強く迫込、脉絶ニ至る

◎四月十三日

◇觀光院

○(天保十年八月十五日) 「夜又々平野江見舞、大伯母君追々差重、西(虫損)後遂ニ續絶ニ至、氣毒千万なる次第也、此人者若崎喜東次女ニ而、誠ニ可惜人物也(村上家乗「外編卷一」)

\*「村上家乗」外編は彦右衛門が家督を継ぐ前の日記。觀光院は大伯母ということなので、彦右衛門の祖父の姉に当たることになる。村上家で平野家と縁組したとは聞かないので、木野家との縁組か?

◇当時之義：諸事儉約令が継続中。

◎四月十四日

◇兎香：不明。兎の形をしたお香?

◇井沢元秀：家老東城浅野家医師。寿体の子。嘉永六年三月に毎年銀五枚を下され、以後折々ご機嫌伺いのため罷り出るよう命じられた。

◇因会(ちなみかい)：「因(ちなむ)は親しく交わること。「朋友因会」は仲の良い友達の懇親会。

### 参考資料の凡例

◎ 月日

◇ テキストの語句(読み下し文に着色した部分)とその概要

○ 「村上家乗」からの引用(すべて彦右衛門の日記、外編のみ注記)

▼ その他の文献からの引用 『』は引用文献

\* 引用文献のまとめ(説明しなかったこと)

△ その他西村のコメント

桑原吉郎二江飲之謝、長束茂兵衛へ京都方歸候歎旁二行、井沢  
元秀へ妹之喪を吊、夕七時頃歸ル、桑原二重者今日朋友因会  
酒肴之設も幸有之由二而被留酒出、茂兵衛方二而も達而留、酒を  
出ス、尤茂兵衛者留守也

○十五日、丁未、晴又曇、寒、「朝射場へ出、「例時出  
勤、夕八時退、「朝平野法事二付本照寺へ平次郎為參也、  
「長束茂兵衛昨日參候謝二来、小倉甚右衛門内談有之来、  
「夕六丁目御館へ罷出、於時殿先御居合御同篇与  
申内、少々着御快方二被成御坐候由也、「幾三郎義昨年以來  
不絶へ御奥江被為召罷出、御懇意を奉蒙候故、  
昨日見事成鱒見当候二付御内々幾三郎方差上さず也

○十六日、戊申、快晴、「例時出勤、夕八時前退、  
「退出後妙慶院江參、夫方広瀬神主渡辺駿河守宅へ  
活花二覽二行、土屋政之進門人之会也、政之進誘引二而綴々  
一覽す、式三拾瓶程も有之、立派也、政之進者遠州流活花  
補助之由、昨日  
周防様二も御覽二御出被為在候由二而、昨夕罷出候節何とぞ見  
物二參候様二与御沙汰も被為在候故、見二參候也、「夕二宮五札  
来診、酒を出ス、「左之通從公儀之御移敷出ル

海岸防禦之為、此度諸国寺院之梵鐘、本寺之外古  
来之名器及び当節時之鐘二相用候分相除、其余可鑄  
換大炮・小銃之旨從京都被仰進候、海防之儀專御世話  
有之候折柄、  
叡慮之趣深く御感戴被遊候事二候間、一同厚相心得、  
海防筋之儀亦可相勵旨被仰出候、尤右之趣諸寺院  
江耆寺社奉行方申渡候間、被得其意、取計方等委細之  
儀者追而可相達候、三月

海岸防禦之為、此度諸国寺院之梵鐘を以可鑄換  
大炮小銃之旨被仰出候、右者武備御充実之御趣意  
二候間、此外銅・鉄者勿論、錫・鉛・硝石等いつも必備之品二付、  
右等二而無之候而も相濟候品を、右類二而相製し候義自今  
不相成事二候、且又梵鐘を鑄換被仰出候程之儀二付、銅・鉄を  
以新規二仏像等鑄造いたし候義難相成候、仏器之儀も  
木製又者陶器等二而も相濟候分者、以來銅・鉄類を以製造  
之儀可為無用候

右之趣可被相触候以上 三月

別紙之通從公儀被仰出候間、為心得相達候、尚細々之儀者追而可相達候

右之趣<sup>通</sup>可被相触候、以上 四月十五日

○十七日、己酉、晴、薄暑、蒸、「朝弓術稽古」二出ル、

「御方々様今日江波新開丁打場江四百目玉・三百目玉遠丁為

御稽古御出被遊、井上権之丞殿其外土中七人御頼二而被罷出候由、

吉本恒之丞も此間炮術免許相伝有之、今日式百目玉致稽古候由、

其外当度者此方様御相手之者も権之丞殿噂二而御業前拜見も

出来、渡辺雅登江者五拾目玉相伝被致候由也、「藤川毎登殿方、

当六月廿九日秋教院殿五十回忌、七月十九日法信院殿七回忌相当

二付、明後十九日江取越法事被致候由二而、明夕参候様案内申来

○十八日、庚戌、晴又曇、夕雨、蒸、「朝素読所講釈江

出席、夫方出勤、夕八時退、「今日遠江様・主水様為時候之

御見舞御出被成、御寛々被成御坐、折柄山下多八郎殿其外門弟中

弓術業前被入御覽候由也、右二付

周防様二も御出被遊、御用達中まで御機嫌相伺也、「夕弓術へ

出ル、「藤川方今日参候様昨日案内有之候処、前段御出事二付差間

不能参、断申遣也、「佐藤氏此度馬を被求、今日引入有之候由也

○十九日、辛亥、雨、寒し、「朝弓術へ出、「例時出勤、

夕八時過退、其後又御武具役所へ出ル、今年者

市松殿御初職二付、御武具役所二而出来被仰出、今日皆出来候付

致見分、殊外立派二相調候也、先年当

御代様・出衛様御初職之節者吹貫壹本、御職四半共六本、

其外御槍も数有之候由二候へ共、当度者当時御家中之槍合等も有之、別而

御作略二而、御職二本、四半一本、御槍対、御道具御目付道具、御持道具、

御打物計也、外御飾兜壹対也、尤御職も紙二而、全去ル天明年中被

仰出候御家法之趣也、已二先年虎人様御初職之節も此度之

通二而、四半之処吹貫二而有之候由也、「今日藤川法事二付本照寺へ

平次郎為参也

○廿日、壬子、晴、暑し、「朝炮術稽古、午後射術

数射を致ス也、「夕辻清人来話、酒飯を出ス、「嚴島山去ル

十八日九日両日余程焼候由也

○廿一日、癸丑、晴、朝涼、「潤誓廟御祥月二付宿戒、

晨興、礼服、献膳、何も恒規之通相濟、休誓廟も配祀

「廿一日早晨

煎酒和会

油揚

香茸

葛薬

大根

三ツ葉

けん

すめ

苞豆ふ

椎茸

茗荷

小口

御汁

煉味噌

銀杏

慈姑

岩茸

御坪

御飯

御香物

○朔日、癸巳、晴、夕曇、「朝御乘馬江出ル、「例時出勤、夕八時前退、「今日於素読所席書有之、御臨坐御覽被遊出席致ス、書生三十四人、何れも見事ニ出来ル、足輕以下も十人余り出、御透覽被為在、今日著書生之面々江為御褒美諸口紙三帖ツ、被下置、予方申達ス、「堀尾幾之進、藤川甚吉・広次席書無滞相済為挨拶来ル、「平次郎も今日席書へ出候処、予へ無案内ニ而出候ニ付戒ル、依之湯川新太郎断ニ来ル、同人押而出し及迷惑候由也

○二日、甲午、曇又晴、寒、「夕射場へ出、「吉本恒之丞今日江波江老丁之稽古ニ出候由、予ニも出候様ニ与申聞候得共、今夕雅登六丁目御館へ出候ニ付不能出、「平次郎此間貫心流劍術准免許を得候ニ付、為褒美銀三匁遣ス也

○三日、乙未、雨、寒、「朝素読所講釈へ出席、夫方出勤、九半時過退、「夕弓術へ出ル

○四日、丙申、晴、暖甚、「朝炮術稽古ニ出ル、「例時出勤、九半時退、「御用向ニ而退出後六丁目御館へ出ル、帰り卒与森岡へ寄、「夕弓術御相手ニ出ル、相済申上事有之出衛様御部屋へ出ル

○五日、丁酉、晴又曇、夕雨、寒、「朝御乘馬御相手ニ出ル、「御用向有之、御奥へ午前出ル、「夕射場へ出ル

○六日、戊戌、雨、温、「例時出勤、夕八時前退、「大島五兵衛風邪見舞之謝ニ来ル、「夕御弓御相手ニ出ル

○七日、己亥、雨罷、猶曇、「御用向有之、朝素読所へ不出、々勤も例時方遅く出、八時前退、「二宮五礼来、「西向寺へ平次郎為参也、「夕松本玄順来

○八日、庚子、曇、蒸、「朝御奥江罷出、於信殿江始而御目通り仕ル也、於信殿者出衛様御子様ニ而昨年十月、女中ちか於能美島御誕生申上、只今迄同所へ

御内分ニ而御逗留被成候由之処、夜前窃ニ御奥へ御引取ニ被為成候之由、仍而無屹御様子伺旁罷出候也、「崋嶺、「米原岩之助姉夜前病死之由、岩之助姉者女中ちか事也、「御弓御相手ニ夕方罷出ル、「朝堀尾眠石入来、「夜岩崎常介来話

「五日

御役御免  
大御目付

中井出衛殿  
御用人方

御用人並  
郡御奉行

小島太郎作殿  
大御目付方

「七日

小満節

○九日、辛丑、晴、薄暑、「例時出勤、九半時頃退、

「座敷之壁、昨年地震之節損所、御作事方修覆二来ル、

「夕弓術へ出、「夜前常介来話、藤井源之進方之事二付話有之也

○十日、壬寅、晴、薄暑、「朝炮術へ出、「例時出勤、

九半時頃退、「夕辻江先達而法事之節之謝、藤川・堀尾へハ

竹子其外之礼二行、尤堀尾ニ而者弓矢を携参、致稽古也、

相濟眠石達而被留、少々困某、酒飯出ル、堀尾ニ而も卒与酒

出ル、お梅当春以来兔角申分ニ而困候二付、先達而後藤

松軒江診を乞、薬を服候、少者快方之由之処、此節又々名灸

之者有之、被勸候而此間方致灸治候由也、「留守中木野一馬

先達而安産之節之謝二来候由、「慈君夜中万行寺へ

説法之名人来、先達而以来説法有之由、御参被成、殊之外

説方善上手ニ而聴聞成群集候由也、直二辻へ御出、御宿被成

○十一日、癸卯、晴或曇、蒸気強、夜雨、「弓術江

朝之内出ル、「中津屋方之助来、「尾道三高屋孝助方七日認

之書状一昨日飛脚使ニ而到来、兼而申越候喜一郎義、当月

二日夜大坂方帰来、大ニ致安心候由申越、今日返書飛脚屋へ

出し置也、「於時殿此間中者追々御快方之処、今夕方

御上見御内揃之御気味ニ而、大ニ御難儀被成候由二付、夜今方

為伺御機嫌罷出、昨夕者早速雅登罷出、今朝帰候也、今日者

夕方方御居(合方)今被成、先御快方也、「夜御用向ニ而被為召、御奥へ罷出、

「去月廿四日記ニ有之御城御銀藏盜賊、御書方御步行組増田

藤兵衛倅ニ而、此間尾路方召捕帰候由、藤兵衛ハ一井嘉内弟也

○十二日、甲辰、雨、涼、「朝六丁目御館江罷出ル、

於時殿先御居合被成御坐候也、「例時出勤、夕八半時退

○十三日、乙巳、晴、涼、「朝素読所講釈へ出席、其

後出勤、夕八時過退、「朝辻清人入来、「夕射場へ出、

「夕申刻頃有軽地震、昨夕も同刻地震有之、両度とも

地鳴も致候也、「昨日平野藤吉郎来、觀光院殿当八月

十七回忌二付、明後十五日江取越致法事候得共、当時之義故

案内等者不致旨申聞、茶衣袋持参之由也

○十四日、丙午、快晴、薄暑、初夏之順候也、「朝御内密

稽古二付御馬場へ出、其後御乗馬江も出ル、「午後方松垣捨次郎・

平野藤吉郎江先達而歡之挨拶二行、平野ニ而者同方歡并

明日法事之見舞等申述、内仏へ拝致、兎香式把を備ル也、夫方

令和二年六月会報(二月例会後追い) ☆休会1号☆

村上家乗安政二年三月十八日〜四月三日

会場の定員が現在(20)に規制されて居り、会を開くことが出来ません。少しでも意欲を保つ足しになればと、メール・封書にて解説文等をお送りすることにいたしました。解説文の誤字指摘、他疑問・質問等あれば、八田迄メール・葉書でお送りください。纏めて先生にお聞きし、次回会報に記します。かも。(八田住所:名簿の続き日出199 メアド:a.Sra@nifty.com)

### 一、先月の活字読みの確認点

先々月分

三月十六日3行目『如例奉拝祀也』傍線部は「配」

### 二、指摘・意見・質問・他

① 三月廿六日4行目『勝負口』

廿日市の貫汪館で行われている大石神影流剣術に、似た言葉がありました。

「大石神影流」に伝わる手数(大石神影流剣術では「形」を「手数」と呼ぶ)は以下のとおりである。試合口(5本) 陽之表(10本)

(貫汪館ブログより)

陽之裏(10本) …略…

2人で行う相対形稽古の内、始めに習う「形」の名称の様です。

家乗の「勝負口」も2人で行う「形」の内、最初に習う形のことかもしれ

ません。…とすると此の「口」は糸口の「口」、つまり物事の始めを意味

するのかもしれない。…推測ではありますがありませんけれど。

② 三月廿七日2行目『例時少晩出勤』傍線部「晩」の読み疑問の声がありましたので、調べてみました。「おくれて」と読まれたようです

角川漢和辞典【晩】バン

字義①くれ・ゆうぐれ②くれる③おそい・あと④おくれる⑤すえ

くずし字用例辞典

晩:ベン・バン・くれ・おそい・くれる

右の様に現代の常用漢字の読みとしては(バン)しか無いが、漢和辞書の凡例によると、字義にある太字は、熟した訓読みを示しているようです。熟した訓読みとは、どうも表外読み(表外音訓)の事の様で、くずし字用例辞典には、その表外読みも載っている事になります。表外読みと言っても、そのすべてが網羅されている訳ではないので、『例時少晩出勤』も(れいじすこしおそくしゅつきん)が表外読みに記載されている読みとしては妥当だと思いますが、(おくれて)でも間違いではないのでは…と思います。

### 三、報告・お知らせ

◆ 会員動静

訃報: A5の安藤橘宣さん・B5の石井俊昭さんがこの間に亡くなられております。ご冥福をお祈り申し上げます。

退会: Bの岩井公子さんと 南条巧さんが退会されました。

\*\*\*\*\*高津箱\*\*\*\*\* (余談です) \*\*\*\*\*

度々出てくる『卒与』について

何時もこの字が出て来る度に、「そつと」|| (ひそかに・こっそり・静かに)で良いのか? そんなに何時も世の中に遠慮して行動しなければならぬのかと思っていました。

そのうちに「卒爾」の「卒」ではと思ひ至り、(突然・急に思ひ立って慌しく) くらいの意味ではないかと勝手に考えるようになりました。

今回四月四日に出てくるので、「あれでも」と、古語辞典を引くと

そつと(副) ..ちよつと・少し・わずかばかり (明解古語辞典)

と出ていました。

これなら、全てに当てはまるとは言い難いが、多くに意味が合うのではないでしょうか。

そつと(副) ..ちよつと・少し・わずかばかり (明解古語辞典)

と出ていました。

これなら、全てに当てはまるとは言い難いが、多くに意味が合うのではない

でしょうか。

そつと(副) ..ちよつと・少し・わずかばかり (明解古語辞典)

と出ていました。

これなら、全てに当てはまるとは言い難いが、多くに意味が合うのではない

でしょうか。

（もう一つ余談です）

「内密稽古」について

「朝御内密稽古二付御馬場へ出、・・・御裏へ出ル・・・等

今まで疑問にも思わずスルーしてきましたが、この内密稽古って何？

調べられる範囲で調べてみました。

天保十五年九月九日「昼方御内密御用の方江出ル、・・・とあり、その日の頭書きに

「御内密御用と云者此度御軍法御備立之御含有之、昨日夫々江御用掛被仰付、全越後流を以御立試有之事故、予並大島富五郎専其方之事引受取計候様被仰付也」と出ています。越後流（謙信流）の軍法（軍学・兵法）の備え立て（陣立・軍の配置）稽古をしていたのでしょうか？

この日以前には「内密御用」「内密稽古」の語は一切出てきません。弘化二年以降は「内密稽古」の方が度々定期的に出てきます。

そして、安政四年一月二十一日

「佐藤益之丞◇右甲州流足輕備押稽古御用掛被仰付、「来ル廿四日御内密稽古始定日之処、御沙汰有之までハ不及出場旨夫々江此間被仰出、畢竟右甲州流備立追々始候故、是迄之越後流之操練者先御廢之趣也」と甲州流となります。

さすがに江戸時代も終わりに近づく頃になると西洋操練が主流になり甲州流も越後流もお払い箱ですが・・・

と言う訳で、この内密稽古・御用は兵卒操練（稽古・訓練）の様です。ではなぜ、内密なのでしょう。武芸の稽古でしたら流派もあり、口伝で奥儀を伝える時など秘すべき時もあるでしょうが、操練は藩全体の統一したもので（ここでは東城浅野家の稽古ですが）ある筈で、誰に対しての内密なのか問題です。

山口大学の「長州藩における村田清風の天保の改革・・・」とやらに、

### 古文書解読同好会収支報告書

（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

収入の部		支出の部	
項目	金額	項目	金額
前年度繰越金	104,244	会場利用料	70,000
会費	97,000	例会資料他コピー代	15,835
寄附金	2,720	テキスト印刷代	0
		次期繰越金	118,129
合計	203,964	合計	203,964

（単位：円）

上記のとおり期間中の収支を報告いたします。

令和2年 5月 30日

会計 (A8)

参考

期首会員数 97名 (内新入会員 8名)

期末会員数 94名 (退会 3名)

監査報告

平成31年度(令和元年度)収支について出納帳並びに証憑書類等を基に監査を行った結果、全て適正に処理されていることを確認いたしました。

会計監査 (B7)

「こうして、天保十四年(1843年)に、萩城東羽賀の台で一大操練がなされた。参加者は一万四千人であった。当時、こうしたことは幕府の禁止するところであったことから、羽賀の台の狩りと称された。」  
武芸は奨励されていたとしても、操練は軍事演習なので、大規模でない家老クラスの操練も、江戸に対して「楯突く気はないよ！」と内密に行ったという事なのでしょうか。  
（この様です。〜と思います。等々、いつも不確実な記事ばかりで済みません。）

安政二年「村上家乗」参考資料(令和2・7) 12

◎四月十五日

◇本照寺・光瓊山本照寺は新川場(しんせんば)町の日蓮宗勝劣派(現在は顕本法華宗)寺院(現在地は小町)で、京都の妙満寺の末寺。開山の日栄は天正十八年(一五九〇)に安芸国に下り、賀茂郡飯田村妙福寺に住したが、福島正則の家臣小河若狭守安良が深く帰依し、広島に迎えて石見屋町に小庵を構えた。後に若狭守が下屋敷を寄付して一字を建立して香馨山本照寺と号し、正徳四年(一七一四)に山号を光瓊山と改めた。「村上家乗」に登場する藤川家と平野家の菩提寺。

◇小倉甚右衛門：東城浅野家士。藏奉行などを経て安政二年二月吟味役同格。安政六年八月五日に六十歳で死去。

◇同篇(どうへん)：同じようであること。変化がないこと。ここではお時様の容体に変化がないこと。

◎四月十六日

◇広瀬(神社)：祭神は市伎島毘売神・多紀理毘売神・多紀都毘売神。初め広瀬弁才天と称したが享保八年(一七三三)に広瀬大明神、明治五年(一八七二)に広瀬神社と改称。毛利時代にはこの地に菩提寺の洞春寺があったので、その鎮守社であったという説もある(「知新集」、「芸藩通志」)。福島氏により社領が没収されたが、浅野氏時代には城下広瀬組八町、空鞘町、左官町(一部空鞘社の氏子が交る)、天満町、広瀬村、観音村、川田村の産土神となる。また、正徳年間に尾長東照宮大祭礼(通り御祭礼)の御旅所と定められてからは、大祭礼があることに、神輿が尾長の本宮から広瀬社に渡御することが通例となった。



(以上『広島市史』社寺誌)を要約)

広瀬神社

(自題) 広瀬弁財天、広瀬大明神  
中区広瀬町一―一九

(広島電鉄、十日市下車、北三〇〇米)

祭神 市杵島姫命、多紀都比売命、多紀理毘売命、(相殿神) 天照皇大神、須佐之男命、神武天皇

例祭 十月第三日曜日(旧例祭日十月十九日)

本殿 一間社流造、銅板葺、コンクリート造(間口一間半、奥行一間半) 昭和五十年再建

付属社殿 拝殿(三坪)、手水舎(二坪)、社務所(四二・七五坪)、鳥居一基

境内地 六七四・一五坪

緒 毛利氏の菩提寺、洞春寺の鎮守社であつたという所伝もある。もと広瀬弁財天と称したが、享保八年(一七三三)広瀬大明神と改め、さらに明治五年、広瀬神社と改めた。昭和二十年八月原子爆弾のため灰燼に帰し、戦後の市街地区画整理のため境内地は半減した。昭和二十二年に社殿を復興する。

職員 [宮司] 渡部定彦、[権祇宮] 行友 照彦

氏子 一万戸

責任役員 三戸忠之、今村春信

『広島県神社誌』

\* 広瀬神社の宮司は今でも渡部さん。平成27年、二百年ぶりに行った広島東照宮の「通り御祭礼」では、神輿の御旅所は交通事情もあつて饒津神社となりまして、広瀬神社を御旅所とする通り御祭礼の復活を祈っています。

◇活け花：広島華道について、『新修広島市史』第四卷(文化風俗史編)に、「江戸時代はその流布の状態がほとんど明らかでない華道は、明治の初年においても同様につまびらかでない。」とあり、江戸時代の説明はありません。

\* 確かに江戸時代の広島華道については資料が少なく、はっきりしたことは分かりません。しかし「村上家乗」に出てくるといことは、江戸時代に広島領内で華道が行われていたことは確かです。

◇ 広島領内の著名な華道家として、豊田郡忠海(現竹原市)の浄土真宗西養寺の13世住職、灌園坊清溢(かんえんぼうせいいつ、一七九六―一八五九)がいます。清溢は中国・四国・九州一円に池坊流華道を流布させ、その興隆のために活躍しました。西養寺には清溢の天保4年(安政5年の日記10冊)が残されており、当館にはその複製資料があります。

◇ 活け花は草花や樹木を素材に、花器と組み合わせる表現芸術です。室町時代に花材を手桶に入れて座敷飾りにしたものを立花(たてはな)と称し、室町中末期に座敷飾りの花として立花が成立します。立花はその初期には宗教的色彩の強いものでしたが、しだいにその宗教性を薄めて一瓶の立花として鑑賞される芸術作品へと発展します。池坊専応の道統を継承する京都六角堂の池坊

えんしゅうりゅう 遠州流

「小堀遠州を流祖とする茶道の流派の一つ。古田織部のあとをうけて將軍家光の茶道師範となった遠州が、大名茶全盛の時代に台子を中心としたきれいきびの茶室を開いた。それは古典美を発揚した茶室、鎖の間、書院を一体化する建築にあらわれ、その茶法は藤原定家を敬慕するところから出た王朝趣味にもつづいている。また「大名茶を推し進めていくなかで、茶の湯の道は人倫の道に通じるとする精神は、『書捨料の文』に表現されている。この茶法が代々受け継がれ、現代に至っている。遠州の嫡男正之(1620-74)元和6-延宝2)は宗慶と号し、1647年に父の遺領を継ぎ、近江小室に居館した。このおりに立花丸壺、牧翁筆朝陽図など13点の道具を父の遺物として將軍家に献じている。遠州の第3子政尹(1625-94)寛永2-元禄7)は権十郎と称し、道具の目利きとして広く知られている。遠州流ではその後7世備前守政方(1742-1803)に至って、伏見奉行在勤中に一時罪を得て、1788年(天明8)領地を没収され、大久保加賀守忠頼に預けられるという事態が起こった。そして没する1803年に御預け御免となり、遠州流は復興した。あとを継いだ8世政優(1786-1867)は宗中と号し、1828年本家小堀氏の名跡を復興して中興となった。

簡井 註一

『いけばなの遠州流』 小堀遠州が遠祖であるとするが、直接の祖としては明和年間(1764-72)の春秋軒一葉が挙げられている。江戸末期には本松齋一得の浅草遠州と、春仲庵一枝の下町遠州との2派があり、江戸において盛行していた。遠州の名を冠してはいるがその道統は直接小堀遠州とは結びついてはいない。茶の湯の抛入懸花が規矩を定めいけばなとしての形をととのえ、やがて遠州流は立花2)様式の強い影響をうけて、曲の多い独特の生花を成立させた。

工藤 昌伸

『大百科事典』(平凡社)

◇遠州流

『大百科事典』(平凡社)の「いけばな」の項を要約

一方室町期には立花に対して、法式を定めず自由な形にのびるものとして抛入花(なげいれはな)がありました。抛入花は安土桃山期に茶の湯のいけばな、茶花として千利休によって確かな地位が与えられました。元禄期の町人たちの間には、立花とともに茶の湯が流行していきました。このため、この茶花という形式を定めない自由ないけばなは、茶の湯の席だけではなく日常的な座敷の床にいけるものとして町人に受け入れられ、元禄享保期には大型化した立花にかわって抛入花が床を飾るいけばなの主流となりました。

その後、明和から安永・天明期にかけては千家流、松月堂古流、古田流、遠州流などの多くの流派が、それぞれの主張に基づいて生花の教導を始めました。

の代々は御所や足利幕府の柳営に招かれて花を立て豪壮で華麗な安土桃山期の文化様相の中で立花を大型化させ、座敷飾りの一部としての立花を独立した立花(りっか)と呼ぶ芸術作品として昇華させていきます。立花を大成させたのは、寛永期の池坊専好(二世)でした。その門弟たちは寛永から元禄にかけて、社会経済が発展する中で、それぞれ個性ある立花を制作して活躍します。この立花を受容したのはとくに京・大坂の富裕な町人の子弟たちで、次第に巨大化し、元禄期の立花師による南都大仏殿の開眼供養における献花は、松一色による対瓶の大立花で、高さ12mに及びました。

(二八六〇) 十月興詰定加。文久元年(二八六一) 九月御次詰加となり、御茶方・御活花御用向きを勤めるよう命じられる。

\*土屋政之進は「千家古流」の茶道と「遠州流」華道師範として東城浅野家に仕えていた。華道の会は寺院や神社を会場にすることが多いようです。

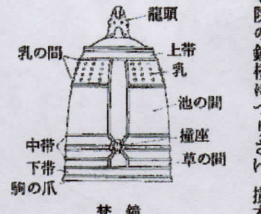
◇移檄：お触れのこと。

◇梵鐘

諸橋轍次『大漢和辞典』(大修館書店)

【移檄】<sup>34</sup>ふれをまはすこと。飛檄。(史記、南越傳)陀即移檄、告横浦陽山邊谿關、自立爲南越王。(後漢書、岑彭傳)又遣偏將軍屈充、移檄江南、班行詔命。

ぼんしゅう 寺院の鐘楼につりさげ、撞木(しゅもく)で打ち鳴らす。鐘。鐘。釣鐘。叢書。本語曲引鐘、中にも妙なものは一つの梵鐘也。つけば此鐘其声妙にして。梵卓、教日不出門偶賦詩。灘細雨空漁艇、半樹残陽又梵鐘。関西、シヨウ、倉之回、倉之回。



\* この「御移檄」は毀鐘鑄砲の太政官符(きしゅちゅうほう)ののだじようかんぞ。

幕府は嘉永7年10月29日に京都所司代から毀鐘鑄砲の太政官符を奏請しました。これは元来前水戸藩主徳川斉昭(なりあき)の献策によるものです。仏教が嫌いな斉昭は水戸領内の寺院を次々と破却していましたが、領内の海防を図るため、天保13年(二八四二)に領内寺院に命じて梵鐘を納入させ、翌年以降大砲を新鑄しました。ペリー来航直後の嘉永6年7月、斉昭は幕府参与となるに及んで、まず無用の銅器を回収するとともに、爾来一切このような銅器の製造を禁じて大小砲の鑄造に充てるという献策を行いました。次に持論である毀鐘鑄砲の議を老中阿部正弘に諮り、天保年間に水戸藩で実行した際に寺院が大いに反対したことを鑑みて、予めこの策を朝廷に奏聞して朝命を仰ぎ、その後幕府がそれを施行する形式を採用しました。この形式であれば、寺院の抵抗もないと考えたからです。正弘はその議を容れて所司代を通じ太政官符を奏請し、朝廷もこれを受け入れました。安政元年12月23日、毀鐘鑄砲の太政官符が発せられました(内容は省略します)。この朝旨を奉じて、阿部正弘は安政2年3月3日、登城した諸藩主に対して毀鐘鑄砲の幕令を発しました。広島藩

『日本語大辞典』(小学館) →

では4月15日にこれを藩内に布達しました。これがテキストの50〜52頁の「公儀之御移檄」です。この要旨は

①海岸防衛のため、由緒がある古来の名器や時報に用いている鐘を除外して大砲や小銃に鋳換えるので供出せよ。

②これは海防を預かる幕府が朝命に応じたものなので、叡慮(天皇のお考え)を感戴(恐れ多いと感じること)して、いよいよ海防に励むように。

③銅・鉄はもちろん、錫・鉛・硝石なども必備の品なので、これらを使わなくても済むものについては使用することを禁止する。また梵鐘を鋳換えるほどなので、新規に仏像などを鋳造することを禁止する。仏器も木や陶器で済むものについては、今後は銅や鉄を材料にすることを禁止する。

太政官符は、王朝時代であれば勅書に準じる威力を有しますが、武家政権のもとでは政治的な力を喪失して形骸化し、儀式的なものになっていました。しかし、幕府は王朝時代のように、太政官符を政治上の効力を有するものとして発しました。このことも幕府権威の失墜をもたらした原因の一つに挙げられています。なお、この毀鐘鋳砲の幕令は、延暦寺を始めとして全国の僧侶が一斉に反対したため、大砲などへの鋳換えは実現しませんでした。

以上『維新史』第二巻の中から要約

\* 広島藩ではどうだったでしょう？ 当館が所蔵する賀茂郡吉川村・竹内家文書に「郡中村々寺院梵鐘御引上之儀御請書差出候趣申上仕寄書附」という文書があります。一昨年の明治150年記念展示「激動の時代幕末維新の広島と古文書」でも展示しました。下の表は賀茂郡が供出しようとした梵鐘の一覧です。

実は、この文書には下書もあり、表にはない6寺の梵鐘が含まれています。

それは国分寺(吉行村)・福成寺(下三永村)・教善寺(四日市)・光明寺(川尻村)・照蓮寺(竹原下市村)・南泉村(冠村)の梵鐘です。このうち国分寺は由緒があること、照蓮寺は時の鐘であることが記され、この理由で供出から除外されたと思われる(残りの4寺の理由は不明)。

表 賀茂郡で「公儀之御移檄」により供出予定の梵鐘

組名	数	寺院名(村名)
黒瀬組	7	随泉寺・清誓寺(国近森近)、徳正寺(兼沢)、道場(乃美尾村)、道場(檜原村)、道場(南方村)、道場(小多田村)
浦部組	23	真光寺・道場(広村)、専徳寺・道場(広村長浜)、西光寺・宝徳寺・道場(阿賀村)、浄徳寺(仁方村)、蓮光寺・福寿庵・正福寺・正念寺・観音堂(三津村)、浄念寺(内海跡村)、道場(女子畑村)、道場・浄福寺(風早村)、真光寺・真福寺(川尻村)、随雲寺(三津口村)、十王堂(内海村)、阿弥陀堂(大田村)、観音堂(中切村)
志和組	8	照栄寺(志和堀村)、西蓮寺(七条桜坂村)、報専坊(奥屋村)、長松寺(志和西村)、西方寺(内村)、光源寺・道場・並滝寺(東村)
竹原組	7	宝泉寺・浄念寺(下野村)、長生寺・西方寺・長建寺(竹原下市村)、大福寺(東野村)、林光庵(西野村)
高屋組	6	西品寺(中島村)、養国寺(白市村)、浄福寺(高屋堀村)、光乗寺(高屋東村)、道場・道場(造賀村)
上西条組	8	西楽寺(吉行村)、慶徳寺・真光寺・道場(御園宇村)、道場・平泰寺(寺家村)、道場(助実村)、福寿院(四日市)
下西条組	6	妙徳寺(飯田村)、教順寺(原村)、専立寺(熊野跡村)、善教寺(田口村)、道場(吉川村)、妙福寺(原飯田村)
計	65	

さて、『東広島市の文化財 梵鐘』(昭和59年、東広島市教育委員会発行)によると、東広島市には現在「室町時代と江戸時代の梵鐘がそれぞれ2口ずつ残されて」います。それは市中神社(志和堀)・福成寺(下三永)・正福寺(寺家)・妙福寺(飯田)のものです。表に掲載されている妙福寺の鐘が現存するということは、やはり幕末には鋳砲用に供出されなかったということです。また、正福寺の梵鐘は「もと国分寺にあったもので、明治7年当寺に売却され、昭和17年の戦時供出も地元民らの尽力で免れた」ということです。現在東広島市域に梵鐘が4つしか残っていないのは、幕末の供出は免れたとしても戦時中の供出には応じざるを得なかったためと思われる(竹原市・呉市域の梵鐘については未調査)。なお、市中神社の梵鐘がこの表にない理由はわかりません。

◎四月十七日

- ◇御方々様：東城浅野家の三人、浅野豊後道興、浅野周防道博、浅野出衛
- ◇遠下御稽古：遠的に当てる稽古
- ◇井上権之丞：広島藩士。井上家は広島藩の外記(げき)流砲術師家。井上外記が創始し、国産の火繩銃を扱う外記流(井上流)は江戸幕府の鉄砲方として幕末まで仕えた流派。権之丞は天保13年(一八四二)歩行頭、弘化2年(一八四五)持弓筒頭・供頭。自由齋流の奥弥衛門と大砲の性能をめぐって争った。文久3年1月に奥氏が主導して開発を進める西洋砲術が採用されると、権之丞はそれを誹謗したため、閉門・謹慎の上、外記流を止められ、講武所で西洋式砲術伝習を命じられた。

◇此方様：浅野道興のこと、◇噂：内々の要請、◇御業前：浅野道興の腕前

◇相伝：代々受け継いで伝えること、◇ここでは免許すること

◇秋教院：東城浅野家士故藤川弥七郎妻

- (文化三年六月廿九日)「藤川弥七郎妻短急二不出来之由夕方申越、即刻藤次郎参ル、あとより為次を遣ス、為次帰ル、弥七郎妻病死、藤次郎参候もはやあと二而有之候由也、今朝より少し気色不善、□□□不念二成、昼後ふさき有之、開候而又ふさき、候又開候而後又ふさき、夫きり二没候由、□年廿八歳之由、□□兵左衛門妹也、医は松本良雲父子、金子□庵、由井周沢参候由
- ◇法信院：藤川每登妹? (每登の妻が「藤川伯母」なので、「叔母」は妹?)
- (嘉永二年七月十九日)「藤川叔母氏午後御病死之由之処、為知間違候而不相達、夕方承候二付早速予可見舞処少々風邪之気味有之、不能其儀、千代吉遣ス也、夜葬式本照寺江千代吉遣ス也

\* 資料集『村上家乗』の「関係系図」には、藤川弥七郎と每登の関係が不明なため点線で結んできました(右下系図参照)。ただし、弥七郎と每登が親子であれば、每登妻と妹?は彦右衛門の伯母・叔母とはなりません。弥七郎と每登が兄弟であれば每登妻と妹?は重(母)の義理の姉妹(伯母・叔母)となります。

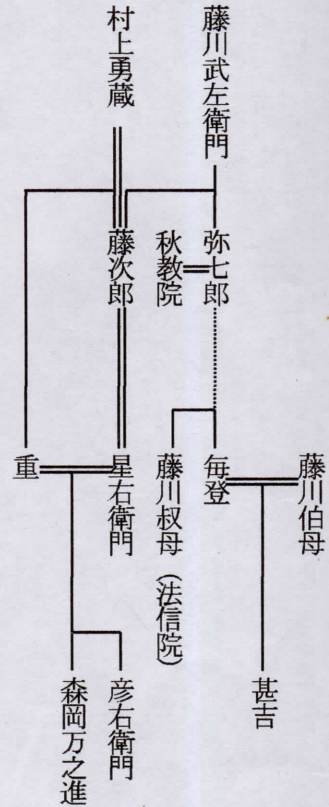
◎四月十八日

◇山下多八郎：広島藩士。安政五年八月六日死去。山下家は広島藩の日置流弓術師範家

◎四月十九日

◇市松殿

- (嘉永七年十月五日)「六丁目様二而老女並たつ今晩安産、御男子様御誕生被成候由、右二付午鼓後為恐悦伺御機嫌罷出、御小児様御目見仕、何之御滞も不被為在、至極御丈夫二被成御坐也
  - (同年十月六日頭書)「六日、此度御出生之御男子御名舎人殿与被為付、尤御奥向二而者様唱之旨席達を以被仰出也
  - (同年十一月十五日頭書)「十五日、六丁目様二而、於磯殿御事於時殿、舎人殿御事市松殿、右之通御改名被成候段無屹席達有之也
  - (安政三年三月五日)「午後為伺御機嫌罷出候処、市松殿御不出来之御様子申來、直二相詰、入夜五時過退也、御実者御事切二被為在候由、恐入候御事也、六丁目御館江者々午後雅登伺二罷出、直二相詰ル也、
- \*「市松殿」は「六丁目様」(東城浅野家先代、浅野周防道博)の子。母親はたつ。嘉永7(安政元)年10月5日出生。出生時の名前は舎人(とねり)。2ヶ月余で市松と改名、安政3年3月5日死去。



五月(草月)は、旧暦では夏の盛りである。幕府では1日、15日、28日が御城揃いであるが、特に5日は五節句の一つである端午の節句で、武家の正服である小袖長袴に、帷子は晒の水浅葱か卵色の染帷子で、総登城して将軍に様を献上する例となっている。

武家では男子の節句として庭先に幟旗や吹貫を立てたり、簡単な武者人形や兜形のものを作って立てたが、兩を考慮して小型のものを座敷に飾るようになり、人形も甲冑も次第に精巧になった。男子の初節句には数多く飾るのが自慢となり、階段式飾り台となった。また屋外に立てる幟旗も存続し、吹貫の鯉の形とした。諺に「江戸っ子は五月の鯉の吹き流し、口先ばかりで腸は無し」というのは吹貫の誤りである。

【参考】『諸国年中行事』『大和耕作絵抄』

5月5日の男子の節句は、武家にとっては重要な意義を持っていた。邪気を払う意味から、菖蒲で門や屋根を葺いたが、武家にとって菖蒲は尚武に通じ、その葉茎も剣に似ているところから、戦場での前立物にも用いられるほどであった。

武家では上司、親戚、知己に主人自らが贈物を持って訪問したり、用人を使者として奉公人に粽、魚、重箱に食物、子供の祝いの衣類などを入れた吊台を担がせて初節句の家に贈ったりした。

地方によっては騎射、競馬を行なう所もあった。5月になると武士が馬の口取りを連れて登城し、殿様以下藩中の武士総見物の馬場で競馬をし、古式を伝える大名家では流鏝馬などを行なった。

【参考】『大和耕作絵抄』『絵本風俗往來』『風俗画報』

笹間良彦『復元 江戸生活図鑑』  
(柏書房)



幟旗、庭先に立てる幟旗

幟旗、武者人形は屋外に飾るようになった

エンよよボウヤ、サラバコイよよ仕掛テコイ、今日バカリノ合戦チャ」とは、端午の節句に児童等が、菖蒲の鉢巻勇ましく、数槍などを携へつゝ、組々なして往來に、練り出したる行列が、大聲發して唱ふるなり。凡そ男兒を擧げたる家々は、最初の端午に初轆りを建て、七歳となれば建納め、兩回ともに火に祝しけり、當時階級制限あれど、先づ士分の家を見渡せば、大幟二基、四半幟一基を建て、鯉の吹抜き若干を、長竿高く空中に懸へし、此外にも亦家に依り、獅子馬籠や鏡み槍、白熊の槍や鳥毛槍、豪華「立傘」薙刀等を嚴めかしくも駢列す、是等は孰れも中庭か、或は奥庭かに飾らるれど屋中に於ても亦關が、或は書院の床の間に、武者人勝を嬉とし、武具一式の數々を、所せきまで配列せり。斯様に端午は振武の節句「エンよよボウ」の甲乙が、途中に於て相逢へば、忽ち衝突争闘す、然れども多くはこれ十二三歳以下の幼年者なり、左程大事に至らねど、廣島場末の各所には、弱冠前後は申すに及ばず、三十男も交はりて、威勢よくも對陣し、礮を飛ばし棍棒を振り、殆んど鎗ぎをけづる大合戦、殊に城下の東在、矢賀府中の争闘は、夜間に入りて猖獗を加へ、大負傷者をも出だすといふ、此風俗の善悪は、姑く置くも封建時代の氣質としては、又止むを得ざるの事ならん、我が白島も吾儕等が、八九歳の頃までは、神田橋を中央に、白島と牛田との合戦は、頗る烈しきものなりしが、此處は多數の往來人に、妨害なすこと甚しければ、嘉永安政の頃ほひに、官より嚴に禁せらる、是より西大川筋の一本木と、惣門といふ家老別邸の所在地とを、堺と爲して廣漠たる、堤みの上に双方の、勇者猛者の幾百人が、手には餘れる大礮を、投げ飛ばし入り亂れ、奮争激闘「目ざましき事といふべきなり」

小鷹狩元凱『自慢白島年中行事』(元凱十著)

○端午

◆初幟：男児が生後初めての端午の節句を祝うために立てる幟。またその祝い。  
\* 上の絵と解説は「端午の節句」に関する一般的なもので、絵には幟旗と、金井には四半幟や槍が見える。広島武家の端午の節句については右の「端午」を読んでください。

◆当御代様・出衛様御初幟

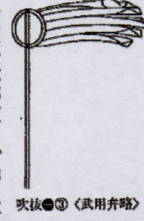
\* 各々について調べました。浅野豊後道興は文化12年4月17日生まれですが、文化13年の「村上家乗」に初幟の記載はありませんでした。出衛は豊後の三つ年下で文化15(文政元年)生まれです。文政2年の初幟の記事は次の通りです。  
○(文政二年四月廿五日)「当直、鈇之進殿御初幟今日立之、御幟五本、四半一本、吹貫一本、御飾小屋立口巻対有之、其外御到来之御下ケ類出ル也」

国立国  
下流のつり

\*「鈇之進(はつものしん)」は出衛の幼名と思われれます。テキストの記載「吹貫巻本、御幟・四半共六本」と合致します。

◇吹貫

ふきぬき(吹抜吹貫) (前略)



『日本国語大辞典』(小学館)

吹貫は先陣を承て男に勇んで攻戦ひけり、白き吹貫を持て寄けるを見れば、浮世草子好色一代男八・五郎細細の吹貫(フキヌキ)是はむかしの太夫吉野が名残の肺布也。④家屋の柱間に懸がな

◇槍合

作略…あれこれ考えて、適切な処置をとること

対…二本

御道具御目付道具…飾る道具は目付級の道具ということか?

御持道具…手に持つ道具? 下の虎人の例では「御持鑓」「御目付鑓」となっている

打物…(打ち斬るもの、の意から) 刀剣、薙刀(なぎなた)、槍などの武器の総称、転じて、一般に兵器、武器の類をいう。

御家法

○(寛政十年四月廿八日) 今日より御幟立也、御幟・吹貫とも三本、悉く紙也、是去ル丙午之年被仰付候御家法也、御武具奉行土屋平太御用承也

\*「丙午之年」は天明六年(一七八六)のことです。同年の「村上家乗」でこの家法に関する記事を探すことはできませんでした。当時広島藩は度々の風水害や凶作、幕府からのお手伝い普請などの公役による臨時支出が相次ぎ、極度の財政難に陥っていました。藩主浅野重晟は詳細な規定を盛り込んだ俵約令の徹底をはかり、その違反者をきびしく摘発するよう申し渡しています。

御幟 貳本 吹貫 壹本

御持鑓 対御鑓 御目付鑓

御長刀 五本

御冑 志蓋

右今日御立試、明日より全く立候由也

御幟之御紋者銜(くつわ)也、銜者御替紋也、伝三云、銜二非ス、堀田之田之意也

四月廿日

巖島山…弥山の山火事に関する詳細な資料は見つかりませんでした。

たとえば、寛政元年(一七八九) 5月に町方へ触れ出した俵約令には「上巳之雛仰山ニ致間布候、小キ雛者式対ニ不可過、其外小道具類鎧もの等右ニ准相減可申候事

一端午之幟式本ニ不可過、其外飾り物等仰山なる儀無用之事但、幟者長サ三間幅三尺を定寸ニ自今可致候、尤下地有来候分者当年より五ヶ年之間者不苦、夫々過候得者有来たり共不相成候間、追々定寸之通ニ可致候事

とあり、桃の節句の雛人形や道具類、端午の節句の幟の本数や長さなどに規制を加えていたことがわかります。東城浅野家でも、天明6年に幟・吹貫の数と、これらを紙製にするという家法を定めたので、よう。

◇虎人様

\* 東城浅野家9代目当主。寛政9年(一七九六)生なので、寛政10年が初幟

○(寛政十年四月廿七日頭書)

廿七日虎人殿御幟

幟 貳本 吹貫 壹本

右二本煎紙也

御持鑓 対御鑓 御目付鑓

御長刀 五本

御冑 志蓋

右今日御立試、明日より全く立候由也

御幟之御紋者銜(くつわ)也、銜者御替紋也、伝三云、銜二非ス、堀田之田之意也

四月廿日

巖島山…弥山の山火事に関する詳細な資料は見つかりませんでした。

表4-10 東城浅野家歴代当主一覽

代	名前	当主	年月	備考(続柄・前名・隠居名・法号など)
1	浅野内蔵允高英	元和	5(1619) ~ 寛文 4(1664).12	三郎、摂津守、若狭守、越前守、幽山、原台院
2	浅野孫左衛門高次	寛文	4(1664).12 ~ 延宝 7(1679).10	高英子、三郎、高光、臨調院
3	浅野伊織高尚	延宝	7(1679).12 ~ 元禄15(1702).3	高次子、孫助、晋照院
4	浅野豊前高方	元禄	15(1702).8 ~ 享保10(1725).5	浅野綱長七男、吉三郎、繼善、樹功院
5	浅野河内俊峰	享保	10(1725).7 ~ 宝曆 4(1754).7	高方子、準之進、越前、大了院
6	浅野豊前高明	宝曆	4(1754).9 ~ 明和 2(1765).9	俊峰長男、三郎、海嶽院
7	浅野若狭道寧	明和	2(1765).11 ~ 天明 6(1786).11	俊峰二男、権五郎、高富、近江、龍泉院
8	浅野讃岐高景	天明	7(1787).2 ~ 享和元(1801).2	浅野忠経男、陳忠、雅貴、越前、景徳院
9	浅野虎人高通	享和	元(1801).4 ~ 文化 4(1807).6	幽篁院
10	浅野孫左衛門高平	文化	4(1807).9 ~ 文化12(1815).8	龜古、信濃、建徳院
11	浅野孫左衛門道博	文化	12(1815).8 ~ 嘉永元(1848).8	堀田(宮川)正盛二男、亮之助、明防、駿河、正徳、高博
12	浅野河内道興	嘉永	元(1848).8 ~ 明治 2(1869).7	高平長男、大炊、豊後、勅典
13	浅野守之進道敏	明治	2(1869).7 ~ 明治 2(1869).8	浅野懋績六男、守夫

938 俵約に関する町触  
『広島県史』近世資料編 III 1024頁

○十五日、丁未、晴れ又曇り、寒し。「朝射場へ出る。「例時出  
勤 夕八時退く。「朝平野法事に付き本照寺へ平次郎参らす也。

50頁

「長束茂兵衛昨日参り候謝に來たる。小倉甚右衛門内談これ有り來たる。

「夕六丁目御館へ罷り出る。お時殿先ずお居り合ひ御同篇(ごどうへん)と

申す内、少々は御快方にござ成られ候由也。「幾三郎義昨年以來

絶えず御輿へ召させられ罷り出で、御懇意を蒙り奉り候ゆえ、

昨日見事成る鱧(ます) 見当たり候に付き御内々幾三郎より差上げさす也。

○十六日、戊申、快晴。「例時出勤、夕八時前退く。

「退出後妙慶院へ参る。それより広瀬神主渡辺駿河守宅へ

活け花一覽に行く。土屋政之進門人の会也。政之進誘引にて緩々(ゆるゆる)

一覽す。一、三十瓶(びん)程もこれ有り。立派也。政之進は遠州流(えんしゅうりゅう) 活け花

補助の由。昨日

周防様にも御覽にお出で在らせられ候由にて、昨夕罷り出で候節何とぞ見

物に参り候ようと御沙汰も在らせられ候ゆえ、見に参り候也。「夕二宮五礼

来診。酒を出す。「左の通り公儀よりのお移檄(いげき) 出る。

海岸防禦の爲め、此の度(たび) 諸国寺院の梵鐘(ぼんしょう)、本寺の外(ほか) 古

来の名器及び当節時の鐘に相用い候分(ぶん) 相除き、其の余(よ) 大炮(大砲)・小銃に

51頁

銃(い) 換えるべきの旨(むね) 京都より仰せ進じられ候。海防の儀専らお世話

これ有り候折柄(おりから)、

叡慮(えいりよ)の趣き深く御感戴(かんだい) 遊ばされ候事に候間、一同厚く相心得

海防筋の儀弥々(いよいよ) 相励むべき旨仰せ出だされ候。尤も右の趣き諸寺院

へは寺社奉行より申し渡し候間、其の意を得られ、取り計らい方(がた) 等委細の

儀は追つて相達すべく候。 三月

海岸防禦の爲め、此の度諸国寺院の梵鐘を以て大炮(大砲)・小銃に

轉換えるべきの旨仰せ出だされ候。右は武備御充実の御趣意

に候間、此の外銅・鉄は勿論、錫(すず)・鉛・硝石(しょうせき) 等いづれも必備の品に付き、

右等にてこれ無く候ても相済み候品を、右類にて相製し候義自今

相成らざる事に候。且つ又梵鐘を轉換え仰せ出だされ候程の儀に付き、銅・鉄を

以て新規に仏像等鑄造いたし候義相成り難く候。仏器の儀も木製又は陶器等にても相済み候分は、以来銅・鉄類を以て製造の儀無用たるべく候。

右の趣き相触れらるべく候。 三月

52頁

別紙の通り公儀より仰せ出だされ候間、心得の為め相達し候、尚細々の儀は追って相達すべく候。

右の通り相触れらるべく候。以上 四月十五日

○十七日、己酉、晴れ、薄暑。蒸す。「朝弓術稽古」に出る。

「御方々様今日江波新開丁打ち場へ四百目玉・三百目玉遠丁（えんちよう）」

御稽古の為めお出で遊ばさる。井上権之丞殿其の外土中七人お頼みにて罷り出でられ候由。

吉本恒之丞も此の間砲術免許相伝これ有り。今日二百目玉稽古致し候由。

其の外当度は此方様（こなたさま）お相手の者も権之丞殿尊にてお業前（わざまえ）拜見も

出来、渡辺雅登へは五十目玉相伝（そうでん）致され候由也。「藤川毎登殿より、

当六月廿九日秋教院殿五十回忌、七月十九日法信院殿七回忌相当

に付き、明後十九日へ罷り越し法事致され候由にて、明夕参り候よう案内申し来たる。

○十八日、庚戌、晴れ又曇り、夕雨。蒸す。「朝素読所会読」へ

出席、それより出勤、夕八時退く。「今日遠江（とおとうみ）様・主水（もんど）様時候の

御見舞いとしてお出で成らる。お寛々（ゆるゆる）ござ成らる。折から山下多八郎殿其の外門弟中

弓術業前御覧に入れられ候由也。右に付き

53頁

周防様にもお出で遊ばされ、御用達中まで御機嫌相伺う也。「夕弓術」へ

出る。「藤川より今日参り候よう昨日案内これ有り候ところ、前段お出で事に付き差し聞え

参る能わず。断り申し遣す也。「佐藤氏此の度馬を求められ、今日引き入れこれ有り候由也。

○十九日、辛亥、雨。寒し。「朝弓術」へ出る。「例時出勤」

夕八時過ぎ退く。其の後又御武具役所へ出る。今年は

市松殿御初職に付き、お武具役所にて出来（しゅつたい）仰せ出（いだ）さる。今日皆出来候に付き

見分致す。殊の外立派に相調（ととの）い候也。先年当

御代様・出衛様御初職の節は吹貫（ふきぬき）一本、御幟・四半（しはん）とも六本。

其の外御槍も数々これ有り候由に候らえども、当度は当時御家中の槍合わせ等もこれ有り。別して

お作略にて、お幟二本、四半一本、お槍対(ついで)、お道具お目付道具、お持ち道具、  
お打ち物計り也。外お飾り兜一对(いつついで)也。尤もお幟も紙にて、全く去る天明年中  
仰せ出され候御家法(こかほう)の趣き也。すでに先年虎人様(とらとさま)お初幟の節も此の度の  
通りにて、四半のところ吹貫にてこれ有り候由也。「今日藤川法事に付き、本照寺へ  
平次郎参らす也。

○廿日、壬子、晴、暑し、「朝炮術稽古、午後射術

54頁

数射を致す也。「夕辻清人来話、酒飯を出す。「巖島山去る  
十八日・九日両日余程焼け候由也。

村上家乗安政二年四月一日〜四月十三日

一、先月の活字読みの確認点

今回、活字読みへの指摘は有りませんでした。

二、指摘・意見・質問・他

①Q、四月十日『お梅当春以来兎角申分二而困』お梅が何か不平を申し立てるのですか？

A、申分：① 不満に思う点。非難すべき点。欠点。② 物事を申し立てること。また、その内容。

家乗中他の「申分(もうしぶん)」の例 「(もうすぶん)ではなく」

☆母子共弥無滞肥立候由、小兒も何之申分も無之(健康上の心配)

☆旦那様今夕主水様へ時御見舞御出、直二御居留被遊、周防様二も被

御招二而夕方御出被遊・・・略・・・出衛様二も御同様之処、少々御

申分二而御断被成候由 (差し障り?)

☆今朝為御意御達参上二付早朝出勤、旦那様少々御申分二而御出会不

被遊候二付・・・(差し障り? or 気分が悪い?) など々々

つまり家乗中「申分」は多くの場合、(申し立てるべき) マイナス面

(状態)を表していると思います。お梅も医師の診察を受けているので

健康上の心配の意なのでしょう。調べてみると、辻梅は前年十一月に初

子を産み、同年中に亡くしています。産後の肥立ちが良くなかったので

でしょうか? (八田)

「具合がよくない」程度の意味でつかわれているようです。(先生)

②Q、四月十一日 6行目『御上見』これはどう読むのでしょうか。

A、「上見」は、辞書を調べても、ググっても出てきませんでした。

「上」の字は、単独では(うえ)と読みますが、複合語では(うわ)と

なることが多いようで、「上見」も(うわみ)ではないかと? (八田)

使用例がないので、明確に申し上げられませんが、意味としては、「見た

目」くらいの意でしょう。(先生)

③Q、四月十一日 6行目『夜今方』日記で今方、少し妙では?

A、「今方」は(少し前・今し方)の意ですが、日記を書く時点で「いましがた」とは書かないでしょう。日記では、後に参照する為に早晨・朝・昼・夕・夜・深更等時間帯を記します。

ここは、(夕方カ)と傍注を入れるか、あるいは、確実に「今方」と書いていますので、(ママ)と傍注を入れた方が良いでしょうか。(八田)

日記を書いたタイミングもわかりませんが、わざわざ「夜」を書き改めているわけですから、特に「ママ」などの傍注をつけることはないと思います。(先生)

④ 四月十一日『尾道三島屋孝助を七日認...』

これまで三島屋との関係が分かりませんでした。暇に検索してみました。

家乗 弘化二年四月二十五日

尾道住新地浜三島屋幸助を訪、幸助留守内儀謁、委細之様子相咄候処、殊

外悦、直通り休息する、其内幸助も帰り、夜食酒も出ル、家内何れも無事

之由、内儀慈君妹氏也・・・略

慈君関係だとは思っていましたが、はつきりしました。あと中津屋が分かりませんが、矢張慈君関係でしょう。

⑤ 四月十一日 9行目『盗賊...増田藤兵衛倅』は、同年十二月二十六日

「今日於竹ヶ鼻成敗者有之、内斬罪一人、打首四人、斬罪者当春御城御勤定所へ忍入、御銀盗取候御書方御歩行組増田藤兵衛倅藤太郎之由、一之胴尾関五郎殿、二之胴三村仙兵衛殿、三之胴尾関子息之由、御様し被出候御道具之銘未聞、父藤兵衛者御城下追放被仰付

つまり、斬首の上、刀の試し切り三太刀・・・うくん何とも・・・

⑥ 四月十四日『兎香式把』

これも、どう調べてもわかりません。只、式把ですから普通の線香だと思えます。「うさぎ」「波うさぎ」「月夜のうさぎ」など兎名の線香は有る

(当時有ったかは?) ようです。兎↓月↓陰↓静寂の連想でしょうか?  
余談ですが、古来よりうさぎは飛び跳ねることから、運氣が上がる、金運  
が上がる縁起の良い動物として愛されてきました。刀剣の金具や兜の装飾  
等にも使われています。

### 三、報告・お知らせ

#### ◇ お願い

コロナ禍で忘れていましたが、先生は来年三月頃を目途に資料集「家  
乗安政元・二年」を出す準備をされています。

既に**安政元年・二年の家乗の解説**を済ませておられる方、又は、2、3  
か月内に読み切ってみよう(安政元年原文、当方に有ります)という  
方、ご連絡頂けませんでしょうか?  
秋にでも読み合わせ会を行って、先生へ少しでもの助けになればと思  
います。

#### \*\*\*\*\*高津箱\*\*\*\*\* (余談です) \*\*\*\*\*

「**安政の大地震**」は、特に1855年(安政二年)に発生した**安政江戸地震**を  
指すことが多いが、この前年にあたる1854年(安政元年・嘉永七年)に発  
生した南海トラフ巨大地震である**安政東海地震**および、**安政南海地震**も含  
める場合もあり、さらに飛越地震、安政八戸沖地震、その他**伊賀上野地震**  
に始まる安政年間に発生した顕著な被害地震も含めて「安政の大地震」と  
総称される。(Wikipedia)

#### 「家乗で見る安政地震」(Mマガニチュードは推定)

#### 伊賀上野地震 (M7強)

嘉永七年六月十四日「夜九半時後地震、稍大也、

嘉永七年六月二十五日「去ル十四日夜半之地震、上方筋者大地ニ而同夜丑

刻方震出し、十八日之朝迄二十五余ゆり、家蔵共大損し、別而大和・伊

賀・伊勢殿敷候由、未詳説を不聞、何分大変之趣也

#### 安政東海地震 (M8.4)

嘉永七年十一月四日「巳刻前地震、余程強く且長し、へ今朝之地震余程之

義二付、若殿様・梅梢院様江御機嫌御伺御使者等出候由

#### 安政南海地震 (M8.4)

嘉永七年十一月五日「先月の参考資料(2・6・13) 11の四月九日参照

右、東・南海地震の死者は三万人ともいわれ、その余震は以後九年

間で三千回近くに及んだとも(M.T.1)

#### 豊予海峡地震 (M7.6)

嘉永七年十一月七日「夜来地震もとふ敷鎮候様被考候二付今朝飯屋も為解

何れ茂致帰宅、然処四時頃又大震、尤一昨夕方者少し短、動きも些者軽キ

様二思わる、早速竈下・炬燵之火を滅し、背戸へ避く、下地之損所少々

増候へ共、別之損所者不見、一就右早速出勤、御上御方々様御避御場下地

御奥北之御二重戸内御庭へ飯成ニ御出来之処、尚又急ニ御馬場御馬見所

脇へ御飯小屋建候二付、見合彼是御用多ニ而夕七時前退、「北御部屋御飯

小屋者菜園場へ相調也、中略：「右之通故又々飯小屋を構、尤今日者門

前飯御馬立へ取付構、暫時住居之覚悟ニ致ス、此度之大変ニ付御上屋敷

内住居之面々江者御軍用之洪紙并御幕等内々借用相調、予も大洪紙四枚・

筋幕迄張致拜借也、夜中九時過軽震、八半時頃大分震動有之也、

安政二年に入りM7クラス飛騨・陸前・遠州灘地震の後

#### 安政江戸地震 (M7)

安政二年十月に出ていますので、此処には記しません。

その後安政年間にはM7クラスの地震が毎年のようにありました

が、広島に大きな影響が有ったものとしては

#### 安芸・伊予地震 (M7強)

安政四年八月二十五日「朝五半時頃地震暴発、皆々大ニ驚駭、俄頃ニ而鎮

去ル寅年十一月五日之震方ハ少し強し、早速為伺御機嫌御館并ニ北之御

部屋へ出ル、御方々様御機嫌被為替候義も不被成御坐、御建前御蔵等所々

損所も出来候得共、格別之事者無之、予御多門も少々北へ傾候様ニ処々

壁之損し有之也、中略：「今日之地震、先年方者強し与いへとも皆々先

年之覚有之候故、家外へ飯屋を構臥二者不至也」

「地震」の文字嘉永七年六月以降49回、安政二年34回。(他地域分含む)

安政二年「村上家乗」参考資料(令和2・8) 13

◎四月廿一日

◇瀬原頼朝：村上家二代彦兵衛。文久元年秋に院号を追贈され、法名は大融院釈宗。令滿誓后上となった。宝曆十二年(一七六二)閏四月二十一日死去。

◇休咎頼朝：村上家二代彦兵衛室。文久元年秋に院号を追贈され、法名は大教院釈休咎頼朝大姉となった。宝曆七年(一七五七)十一月二十七日死去。

◇宿戒(しゅくかい)：「儀式などの期日にさきだつて物いみすること。祝斎」

諸藩編次『大漢和辞典』(大修館書店)

◇晨興(しんこう)：「朝はやく起きること。早起き。晨起。」(小学館『日本国語大辞典』)

◇配祀(はいし)：「主祭神にそなえまつる神。ふつう主祭神と縁故の深い神をまつる。」(小学館『日本国語大辞典』)

◇煎酒和会(いりざけあえ)：「煎り酒(酒、みりん、梅干し、かつお節を火にかけて煮つめ、ネル地やキッチンペーパーでこしたものを和え衣に使用して湯葉や魚の昆布じめ、下処理を施した野菜等を和えた料理」(献立四季報「春夏秋冬」)

秋冬「味噌」 <https://kondate.oisiryouri.com/trizake-ae.html>

◇けん：「料理の付け合わせ。刺身などのつま。間・景・権・見なども意といい、明らかでない。」(小学館『日本国語大辞典』)

◇すめ(澄め)：「澄まし汁のこと。鰹節の煮出しに塩・醤油などで薄く味付けした澄きとおった汁。また、その汁に魚肉・鳥肉・野菜などを加えた吸い物。みそ汁などに対していう。すまし。おすまし。」(小学館『日本国語大辞典』)

◇苞豆(たけなす)：豆腐の一種。水分をよくしぼってすりつぶし、棒状にして蕁荷(わらつと)などに入れ、堅く締めて蒸したものを。(小学館『日本国語大辞典』)

◇小口(こぐち)：少量

◎四月廿二日

◇岡本主馬(しゅめ)：「広島藩士。安政五年(一八五八)使番。文久三年(一八六三)新組頭。嘉永六年一月大五郎家督。『役人帖』では馬廻組(片岡大記当分支配)、三五〇石。」

○(嘉永六年正月廿四日頭書)「廿四日 一知行高三百五十石 大五郎家督岡本主馬殿」

○(同年十二月廿二日)「岡本主馬殿明日江戸出船被致候由二而為暇乞入来有之候由也」

△岡本主馬は彦右衛門と親しい広島藩士で、江戸詰となり広島を離れる際にも挨拶に来ている。三五〇石の主馬は、陪臣で二〇〇石の彦右衛門よりも相当格式は高い。

◎四月廿三日

◇白雨：雲がうすくて明るい空から降る雨。ゆうだち。にわかあめ。(小学館『日本国語大辞典』)

◇幾之進実名：テキスト三月十五日(四頁)条参照

◇食餌(しょくじ)：「たべもの。食事。えさ。」(小学館『日本国語大辞典』)

◎四月廿四日

◇(白島)下九軒町：「広島城下新開組に属する白島村のうち、東側の京橋川(神田川)沿いの地域。『知新集』巻八『新修広島市史』第六卷 資料編その一」

には「むかし此所民家わつか九軒ありし故名つく、其九軒の内火繩屋屋根屋山本屋などいへるもの今に子孫住めり」とその名前の由来が記載されています。

「下」とあるのは、町内の「下組」か？

◇虚誇(きよこ)：「実力がないのに、むやみに自慢すること。えらそうにする。こと。きよか。」(小学館『日本国語大辞典』)

◇下方(したかた)：「下の方。下位。また、しじもの庶民。町人の家。したじた。しもつかた。しもかた。」(小学館『日本国語大辞典』)



◇灸点・『日本国語大辞典』(小学館)

きゅうてん キウ(灸点)名 ①灸をすえる所に、墨で書く点。・雑俳・柳多留三四、灸点に無筆よきなく筆を取 ②灸をすえること。・明月記「寛喜三年二月二十九日此間猶有二腫増灸、令見之加灸点」  
 ・藤軒日録文明一七年閏三月十九日「肩井、左右、曲池、左右、絶骨、左方、五絶下、灸点、肩井者肺灸也。・俳諧・おらが春、閑守りの灸点はやる梅の花へ茶」 ③「きゅうてんや(灸点屋)」の略。・新世帯徳田秋声一四「伝通院前に、灸点の上手がある」と聞いたので、其をも試みさせた」(開南キョーテン、徳田秋声の「開南書」)



灸点(武道伝茶記)

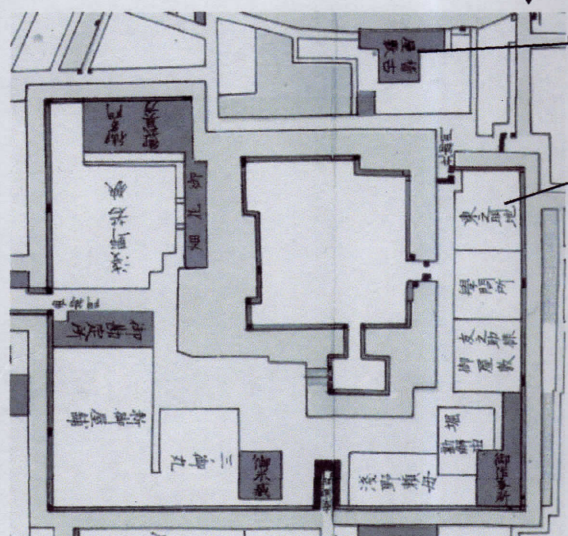
◎四月廿六日

◇上御足輕押備：足輕訓練のこと。

広島藩では江戸時代の初め、兵学は各師家に就いて講義を聴くだけで、練兵場を設けて公然と演習をすることはなかった。しかし五代藩主浅野吉長は藩士の風儀を一新しようと謀り、人材を登用し文武諸芸を奨励した。これにより、物頭に命じて、その邸内で臨時に部下足輕の「備押」を演習させた。河原などで野外射的をさせた。

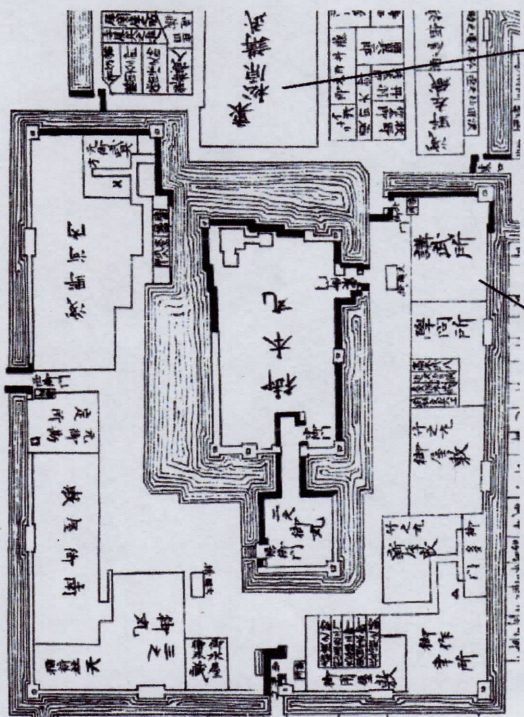
享保十年(一七二五)には内白島用邸(後松原か)を稽古屋敷と定め、漢学・弓銃・兵学・調馬等の文武教育はこの教場で互いに競争奨励した。またある物頭はその部下の足輕を率いて日通寺河

稽古屋敷 東之明地



天明年間(一七八五頃)の広島城下絵図

松原講武所



『新修広島市史』第五巻の地図

「広島城下絵図 其一」 文久三年七月  
 『藩政時代広島城明細絵図』

原において備押等の演習を申請したところ、太田川筋の通船に支障を生じさせないことを条件に許可した。寛保三年(一七四三)に稽古屋敷が廃止され、その後、足輕の備押稽古の演習場は城内三館、三の丸北の門内の用邸跡(後に学問所裏東の明地、東講武所と呼称された地)、泉水邸の裏門付近の曠地、後松原用邸と、短期間のうち変遷したが、寛政元年に学問所内北の空地(学問所空地)と定められ幕末に至った。文久二年(一八六二)に北外郭松原調馬場(旧文武稽古場の廃址)を練兵場と定め、調馬・劍槍・大砲発射の園主が行われるようになった。翌三年、軍制が西洋式となり、東明地(学問所邸内空地)が西洋式練兵場となった。同年東の明地練兵場と劍槍場を合称して講武所となった。翌元治元年、大部隊の訓練のため城北の調馬場を拡張して練兵場として松原講武所と称することとした。これに伴い、従来の講武所は東講武所と称することになった。

◇於信殿

○(安政二年四月廿六日)「御奥二而於信殿御不例二付夕為伺罷出ル、先御居合被成也」

○(廿七日)「今曉八時過於信殿御難儀強御様子二付為伺罷出、夜明前退、夜前以来発播二相成、殊之外御難儀被成也」

○(六月五日頭書)「於信殿二も今日方左之通御改名被成候由也」

／ 於卓殿

○(安政二年四月三十日)「極夕御奥へ於卓殿伺与して出ル、今朝以来些御播揚之御気味被為在也」

○(同年五月一日)「於卓殿夜前者少々 御居合之處、猶又今年前方御疲勞御増被成、甚御危篤之御様子也、出勤中御容体相伺、又為窺罷出、先御居合之御様子也」

○(二日)「極朝 於卓殿 御不出来之趣御奥付方申越候二付、早速罷出、相伺候処、何分追々御疲勞強く、五半時頃遂二御

死去被成、当年御三歳、此御子様者御腹替ニも被為在候得共、兎角御生育難被成絶言語奉恐入候御事也、直ニ相詰、夕八時過、一応対、夕七半時頃方又出、御沐浴中御見合せ申上、今晚六時御供揃ニ而五時御出興、御病氣建リニ而海蔵寺江御斂被成候二付、其節御広式御使者之間ニ而御見送り申上ル

\*この於信殿（於卓殿）は東城浅野家当主浅野道興の娘と思われます。安政三年五月二日に三歳（数え）で亡くなりますので安政元年生まれのはずですが、「村上家乗」に出生の記述を見つけないでできませんでした。

◇御振り：「振り」には「正常な状態、位置ではなく、ずれていること。狂い。ずれ」という意味があります（小学館『日本国語大辞典』）。こは「慈君」の様子がおかしい、くらいの意味ではないでしょうか。

◇瘡（ぎやく）：「寒さやふるえや高熱が一定の時間をおいて繰り返される病氣。わらわやみ。おこり。マラリア。ぎやくびよう。ぎやくへい。」（小学館『日本国語大辞典』）

◎四月廿五日

◇丹羽庄司：家老上田家士丹羽正司。正蔵の父。安政二年五月出頭格、同五年九月出頭上席、知行所奉行・勘定奉行兼帯。同七年二月九日に知行一〇〇石（役料三〇石）、用人見習、知行所奉行その儘兼帯、文久二年一月に二〇石加増され用人本役（役料五〇石）。六月に出頭格御側用達。

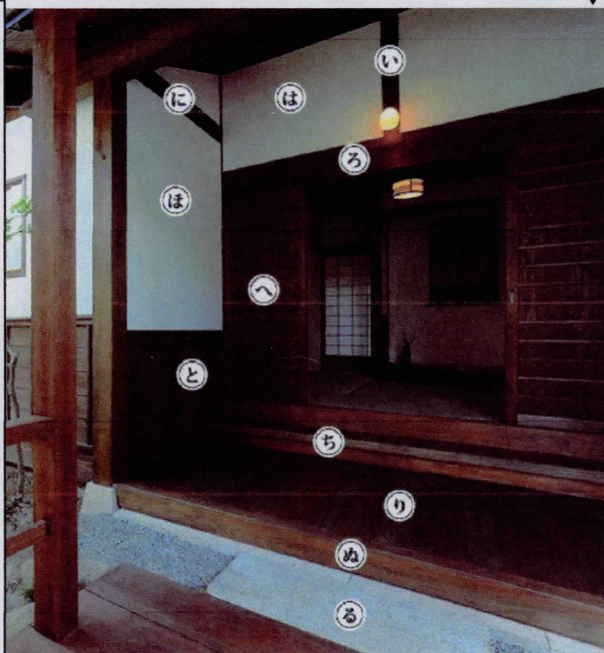
◎四月廿七日

◇信楽廟：桑原秀蔵娘で、村上家四代勇蔵室（名は阿古代）。法名は文久二年一月の文字増により信楽院貞受妙観大姉となった。天保三年（一八三二）四月二十七日死去。

◇常称廟：村上家四代勇蔵。法名は文久二年一月の文字増により常称院誓愿大超居士となった。文化四年（一八〇七）十二月七日に新知一〇〇石を賜り、用人から家司役に抜擢された。文化五年（一八〇八）五月七日死去。

◎四月廿八日

◇式台（しきだい）：②近世初期、武家屋敷において、玄関などを上がったすぐの部屋。板敷の場合が多い。③玄関の前にある低い板敷の部分。江戸中期頃からできる。（小学館『日本国語大辞典』）。\*テキストは②の意味です。



上田藩上級武士河合家の玄関  
 (武家屋敷桜御殿 \*花屋貴賓室  
<http://bukeyashiki.net/sakuragoten.html>)

▼これは信濃国上田藩の上田城二の丸橋の前の屋敷を拝領し、以降幕末まで城の正面を守る役割を果たした、同藩重役であった河合家の屋敷を復元した式台玄関部分。式台（しきだい）とは公式の出入り口に設ける低い板敷部分のことで、駕籠からの乗り降りの際に足を汚さないために使われた。式台の両端には脇壁がつき、雨風の吹込みを防いでいる。

①吊束 ②敷鴨居 ③小壁 ④横木 ⑤脇壁 ⑥舞良戸（まいらど） ⑦縦板張 ⑧階段 ⑨板敷 ⑩地覆 ⑪式台 ⑫踏石（来客はこの上に駕籠を横付けで置き、乗り降りした）

式台玄関を持つことは、武士とそれに近い身分（たとえば郷土、名主など）の者しか許されませんでした。そもそも玄関は室町時代に將軍足利義政が東山御所に作ったことに始まるとされ、そこから武士階級に広まった武士文化です。式台玄関は賓客が「お成り」の時にしか使えない迎賓の場で、とても大切にされました。家族や同格以下の来客の場合は、もっぱら内玄関や勝手口を使って屋敷に出入りしていたのです。



御平  
藪 牛房  
椎茸  
油揚  
三ツ葉  
葉山椒

御菓子  
焼饅頭  
卷せんへい  
ふきよせ

「夕 御茶  
豇豆飯

仕ル也、「朝弓術稽古ニ出、「例時出勤、夕八時頃退、「夕御弓御相手ニ罷出ル

○廿二日、甲寅、晴、薄曇、「朝西向寺江参、「同素読所講釈へ出席、「例時出勤、夕八時前退、「夕弓術稽古ニ出ル、「岡本主馬殿先達而從江戸帰着之由ニ而來儀有之

○廿三日、乙卯、晴又曇、夕雷鳴、雨降、全白雨之気色也、

「朝御乗馬へ出ル、其後弓術、「午後岡本主馬殿江此間來

儀之挨拶ニ行、本照寺藤川之諸墓へ拜し、夫方白島ニ而藤川へ

此間法事之挨拶、堀尾へ先日幾之進実名を与候節着到來

之挨拶ニ行、辻へ寄帰ル、お梅先達而之灸治殊之外致相成、

此間大快、食餌久振ニ而味好給候由也、帰掛佐藤与三右衛門を訪

大分快方之由ニ者候得共、未出勤等之場ニも不到候由也、「夕弓術

御相手ニ罷出ル

○廿四日、丙辰、晴、「朝御内密稽古ニ付御馬場江

出ル、「例時出勤、夕八時前退、「先達而辻お梅点を乞候名

灸人、下九軒町ニ居候喜久藏与申者之由、達而被勸候故今夕

呼寄点を乞、予か眼者さし薬を調くれ可申由申也、何分

委敷様子承候処、決而虚誇之者ニも無之様被考、右喜久藏

者下方ニ而著稀之者ニ而、往古武田之家臣之末ニ而、十一代髮結

商賈致居候処、先年防州下之関ニ而筑前芦屋之医師

ニ出会、術を受候由、三年前方髮結職を罷、倅江讓、自身者

灸点を專ニ致居候由也、「夕弓術稽古ニ出ル、「慈君夜誓

願寺説法へ御参り被成、「今朝西向寺へ平次郎為参也

○廿五日、丁巳、晴、朝寒、「今朝幾二郎幟を立ル、

尤当年方表之庭内へ建候也、実五郎來、助ル也、「夜前四時比

有地震、稍有力且長し、今暁も軽震有之候由也、朝弓

術稽古ニ出ル、「例時出勤、九半時頃退、「今朝喜久藏目薬を

調持来り呉る也、「二宮五礼江服薬暫休候趣申遣ス也、「夕方

御用向有之、御奥へ罷出ル、「今昼九半時頃又有軽震也、

「慈君夜御熱氣甚敷、御吐も有之、(松本)幸良伯御館ニ居候ニ付

申遣、来診、薬を惠、全気候之御感触方之儀、少々御熱有之

由申也、「今朝丹羽庄司先達而之返礼ニ來候由

○廿六日、戊午、晴、朝之内微雨、「御三家様共

上御足輕備押之業御所望見物之義御頼被遊、一昨日方東之

明地へ御出、御見物被遊、今朝も御出被遊候由也、「朝炮術稽

「廿七日早晨

いり酒わへ

あけ

香たけ

こんにやく

蓮根

三ツ葉

けむ

御皿

すめ  
苞豆ふ  
御汁 椎茸  
茗荷小口

御飯

御香物  
ねりみそ  
銀杏  
岩茸  
慈姑

御平  
牛房  
椎茸  
竹子  
油あけ  
三ツ葉  
葉山椒

御菓子  
焼饅頭  
ひくわし  
卷せんへい

夕  
御茶  
さしけ飯

古二出ル、「弓術御相手夕方罷出ル、「御奥ニ而於信殿御不例二付  
夕為伺罷出ル、先御居合被成也、「朝松本良伯并万之進來  
「慈君夕方悪寒強、御振之気味有之、全瘡之様ニ被考也」

○廿七日、己未、晴、寒し、「今曉八時過於信殿御難儀

強御様子ニ付為伺罷出、夜明前退、夜前以来御発播ニ相成、殊之外  
御難儀被成也、「信楽廟御正忌ニ付、宿戒、晨興、礼服、献膳  
恒規之通相濟、常称廟も御一緒ニ献膳仕ル也、「早朝西向寺へ  
参詣、「同御奥へ為伺罷出、「朝弓術へ出、「同素読所会読へ出  
夫方出勤、夕八時退、「夕又射場へ出、「長喜三太此間灸治  
を勤候処、殊外致相応候由ニ而礼ニ来ル、「慈君夜中御振  
有之、其跡御発熱ニ相成、少々譚言も有之程也、「夜岩崎  
およし来ル

○廿八日、庚申、晴、夕白雨、雷鳴、蒸、「朝弓術へ出、

「例時出勤、夕八時退、「早朝松本良伯来診、慈君全御瘧  
症之軽様ニ被考由申也、「夕弓術御相手ニ出ル、「夜お梅来、  
宿、慈君右之御様子ニ付申遣、逗留之積ニ而来與る也、  
「書院台所御玄関南手江此度上り口出来、自今足輕  
以下之者右口方往來いたし、御歩行組以上も無僕ニ候へ者都而  
右口方上り可申、尤出火等急速之節者格別与申振ニ、今日  
席達を以被仰出也、同所御式台も此度御取繕有之、自今  
御勝手通り御出事之節も、御式台下方御駕籠へ被為  
召候事ニ相改り、御台所上方之御乗駕者止候由也、  
「慈君今日者御振無之

○廿九日、辛酉、晴、薄暑、「朝松本良伯来診、慈君  
少し者御熱浮候方ニ有之趣申、何分不絶嘔噦之御気味有之、  
食事一円不被成、御困被成也、「三宅内外家内、矢野源内家内、  
石井後室、辻清人等見舞ニ来ル也、「桂辰馬從長州  
今日  
昨日帰候由為挨拶来、「渡辺四郎右衛門右同断ニ付歎使遣又

「朔日  
入梅

五月 大

○朔日、壬戌、朝曇、後晴、薄暑、「当月予月番  
受也、「朝御乗馬江罷出、「例時出勤、夕八時退、「岩崎常介・  
松本良伯・同玄順・辻清人等来ル、慈君今日御脚湯被成候

○廿一日、癸丑、晴れ、朝涼し。「潤誓廟お祥月（おししょうつき）に付き宿戒（しゆくかい）、

晨興（しんこう）、礼服、献膳、何れも恒規の通り相済む。休誓廟も配祀（はいし）

仕る也。「朝弓術稽古に出る。「例時出勤、夕八時頃退く。「夕お弓

お相手に罷り出る。

【頭書】「廿一日早晨（そうしん）／煎酒和会（いりざけあえ） お皿 油揚（あぶらあげ） 香茸（こうたけ） 葛薬（こんやく） 大根 三ツ葉 けん／すめ（澄め） お汁 苞（つと） 豆ふ（豆腐） 椎茸 茗荷 小口（みょうがごうち）／煉味噌（ねりみそ） お坪 銀杏（ぎんなん） 慈姑（くわい） 岩茸（いわたけ）／御飯／お香物（おこうのもの）／お平（おひら） 蒔（ふき） 牛房（ごぼう） 椎茸 笋（たけのこ） 油揚 三ツ葉 葉山椒（はさんしょう）／お菓子 焼饅頭（やきまんじゅう） 卷せんべい ふきよせ 「夕 お茶／豇豆飯（ささげめし）

○廿二日、甲寅、晴れ、薄暑。「朝西向寺へ参る。「同素読

所講釈へ出席。「例時出勤、夕八時前退く。「夕弓術稽古に

出る。「岡本主馬（しゅめ）殿先達て江戸より帰着の由にて来儀これ有り。

○廿三日、乙卯、晴れ又曇り、夕雷鳴、雨降る。全く白雨（はくう）の気色（けしき）也。

「朝御乗馬へ出る。其の後弓術。「午後岡本主馬殿へ此の間来

儀の挨拶に行く。本照寺藤川の諸墓へ拝し、夫（そ）れより白島にて藤川へ

此の間法事の挨拶、堀尾へ先日幾之進実名を与え候節着（さかな）到来

の挨拶に行き、辻へ寄り帰る。お梅先達ての灸治殊の外相応致し、

此の間大いに快。食餌（しょくじ）久し振りにて味好く給（た）べ候由也。帰り掛け佐藤与三右衛門を訪ねる。

55頁

大分快方の由には候らえども、未だ出勤等の場にも致らざる候由也。「夕弓術お相手に罷り出る。

○廿四日、丙辰、晴れ。「朝御内密稽古に付き御馬場へ

出る。「例時出勤、夕八時前退く。「先達て辻お梅点を乞い候名

灸人、下九軒町に居り候喜久藏と申す者の由。達て勧められ候故今夕

呼び寄せ点を乞う。予が眼はさし薬を調えくれ申すべき由申す也。何分

委（くわ）しき様子承り候処、決して虚誇（きよこ）の者にもこれ無き様考えらる。右喜久藏

は下方（したがた）にては稀れの者にて、往古武田の家臣の末にて、十一代髮結い

商買致し居り候処、先年防州下の関にて筑前芦屋の医師

に出会い、術を受け候由。三年前より髮結(かみゆい)職を罷(や)め、倅へ譲り、自身は灸点(きゆうてん)を専らに致し居り候由也。「夕弓術稽古に出る。「慈君夜誓願寺説法へお参り成らる。「今朝西向寺へ平次郎参らす也。

【頭書】

「廿四日、今日旦那様川内へお慰みにお出で遊ばされ候由にて、夜御狼の魚頂戴仰せつけらる也。○廿五日、丁巳、晴、朝寒し。「今朝幾二郎幟を立てる。

尤も当年より表の庭内へ建て候也、実五郎来たり、助ける也。「夜前四時ころ地震有り。有力且つ長し。今暁も軽地震これ有り候由也。朝弓

56頁

術稽古に出る。「例時出勤、九半時頃退く。「今朝喜久蔵目薬を

調え持ち来たり呉れる也。「二宮五礼へ服薬暫く休み候趣申し遣わす也。「夕方御用向きこれ有り、お奥へ罷り出る。「今昼九つ半時頃又軽地震有る也。

「慈君夜御熱気甚だしく、お吐きもこれ有り。幸い良伯お館に居り候に付き申し遣し、来診、薬を恵む。全く氣候の御感触よりの儀、少々お熱これ有る由申す也。「今朝丹羽庄司先達ての返礼に來たり候由。

○廿六日、戊午、晴れ、朝の内微雨。「御三家様共

上お足輕押さへ備えの業(わざ)御見物の義お頼み遊ばされ、一昨日東の

明き地へお出で、御見物遊ばさる。今朝もお出で遊ばされ候由也。「朝炮術稽

古に出る。「弓術お相手夕方罷り出る。「お奥にてお信殿御不例に付き

夕方伺いの為め罷り出る。先ずお居り合い成らる也。「朝松本良伯並びに万之進來たる。

「慈君夕方悪寒(おかん)強く、お振りの気味これ有り。全く瘧(ぎやく)の様に考えらる也。

○廿七日、己未、晴れ、寒し。「今暁(こんぎょう)八時(やつ)過ぎお信殿御難儀

強き御様子に付き伺いの為め罷り出る。夜明け前退く。夜前以來発搐(はっちく)に相成り、殊の外御難儀成らる也。「信楽廟御正忌(しんらく)に付き、宿戒(しゆくかい)、晨興(しんこう)、礼服、献膳(けんぜん)、

57頁

恒規の通り相済む。常称廟も御一緒に献膳仕る也。「早朝西向寺へ

参詣。「同お奥へ伺いの為め罷り出る。「朝弓術へ出る。「同素読所会読へ出る。

夫(そ)れより出勤、夕八時退く。「夕又射場(いば)へ出る。「長喜三太此の間灸治(きゆうち)を勧め候処、殊の外相応致し候由にて、礼に來たる。「慈君夜中お振り

これ有り。其の跡御発熱に相成り、少々譫言（うわごと）もこれ有る程也。「夜岩崎  
およし来たる。

【頭書】「廿七日早晨／いり酒わへ（煎酒和え） お皿 あけ（揚げ） 香たけ（香茸） こんにやく（蒟  
蒻） 蓮根（れんこん） 三ツ葉 けん／すめ お汁 苞豆ふ（つと豆腐） 椎茸 茗荷小口／御飯／お  
香物／ねりみそ（練味噌） お坪 銀杏 岩茸 慈姑／お平 ふき（蕨） 牛房 椎茸 竹子（たけのこ）  
油あけ（油揚） 三ツ葉 葉山椒／お菓子 焼饅頭 ひくわし（干菓子） 卷せんへい（巻煎餅）／夕 お  
茶 ささげ飯（豉豆飯）

○廿八日、庚申、晴れ、夕白雨。雷鳴。蒸す。「朝弓術へ出る。

「例時出勤、夕八時退く。「早朝松本良伯来診。慈君全く瘧

症の軽き様に考えらる由申す也。「夕弓術お相手に出る。「夜お梅来たり、  
宿す。慈君右の御様子に付き申し遣わす。逗留の積もりにて来呉る也。

「書院台所御玄関南手へ此の度上り口出来（でき、又はしゅつたい）、自今（じこん）足軽

以下の者は右口より往來いたし、お歩行組（おかちぐみ）以上も無儀に候えは都て（すべて）

右口より上り申すべし。尤も出火等急速の節は格別と申す振りに、今日

席達を以て仰せ出さる也。同所御式台も此の度お取り繕いこれ有り。自今

御勝手通りお出で事の節も、御式台下よりお駕籠へ召

58頁

させられ候事に相改り、御台上よりの御乗駕（こじょうが）は止（や）め候由也。

「慈君今日はお振りこれ無し。

○廿九日、辛酉、晴れ、薄暑。「朝松本良伯来診。慈君

少しはお熱浮き候方にこれ有る趣申す。何分絶えず嘔噦（おうえつ）の気味これ有り。

食事一円成されず。御困り成らる也。三宅内外家内、矢野源内家内、

石井後室、辻清人等見舞に来る也。「桂辰馬長州より

今日帰り候挨拶の為め来たる。「渡辺四郎右衛門右同断に付き、歎使遣す。

村上家乗安政二年四月十四日〜四月廿日

一、先月の活字読みの確認点

P 53 十九日6行目『当時御家中之槍合等有之』の傍線部は「振」

過去の訂正

P 20 二月八日二行目「宝国童子(女カ)」の(女カ)は不要

二、指摘・意見・質問・他

① 十七日7行目『法信院』

参考資料で「藤川毎登妹?」となつていますが、以前(第2グループ)河内さんを中心に作成した家乗系譜によると「法信院」は毎登の後妻?藤川伯母氏は其の又後妻?となっています。

村上と藤川の関係:村上5代目藤次郎は十二歳で藤川から養子に入り、勇蔵死去により家督後すぐに亡くなっています。そこで木野家から星右衛門を養子に迎え、勇蔵娘阿重を藤川養女と形を整えた後星衛門の嫁としました。ぐらいしか今のところ分かりません。

伯母・叔母と成り得るのは、父母の(義)姉妹、又は父母の(義)兄弟の妻です。たぶん(汗) 女性の詳しい記述は少ないので後を追えません。

要検証です。(今月参考資料最後に先生のお答えあり。但し、伯・叔母の関係は未だ不明)

② 十九日7行目『道具』

26年4月例会資料の一部再掲:「道具」の字に、次がヒットしました  
大名行列は家の格によってさまざまに異なりました。特に、道具の一つといわれる槍の飾鞘(かざりさや)は、形や虎皮、ラシヤなどの材質で、その家がわかりました。つまり、先頭の槍を見ればひと目で何家の行列かがわかったというわけです。そして、大名行列で「道具」というと「槍」だけのこと指し、弓や鉄砲はそのまま弓、鉄砲といいました。また、「打物」というと長刀の(こ)を指しました。(http://bungetsu.obunko.com/)

そこで、「御目付槍」で検索すると、萩まちじゅう博物館ホームページに「平安古備組道具類」として裏ページの写真と修繕リストが有りました。写真は修復後のものです。御目付道具御目付槍でよいでしょう。とする、持道具持槍でしようからググってみました。  
戦国時代戦闘用の槍には大名以下の打物騎兵と徒士組が使う長さ272.7cm以下の入念な作りの「持槍」と、454.5cmから636.3cmの「教槍」と呼ばれる足軽用に量産されたものが存在した。(Wikipedia・槍)

萩市ホームページより  
平安古備組(ひやくそなえぐみ)道具類 御目付槍等の鞘。



③ 一、活字読みの「振合」(ふりあい) : その場のぐあい、都合、状況

(女カ)は、解説文作成に当たり、(女カ)の傍注を、同日(二月八日)3行目の「長安寺森岡智証童子墓」の所へ付けるべきを、宝国童子の所につけていたようです。智証童子は「おゆき」嘉永七年生、同年没の女兒で「童女」が正解ですので(童女カ)の傍注を入れて下さい。

三、報告・お知らせ

◇ 会員動静

退会: B4松井卓子さん 7月を以て退会されました。

村上家祥月命日一覽 (薄字は安政二年より後)

代 通称 廟・院号 忌日 没年

初代 三郎右衛門 利田廟・慈眼院 八月九日 宝永二年 妻 妙田廟・慈光院 十月廿四日 ?

二代 甚兵衛 誓田廟・普照院 九月廿二日 宝曆四年 妻 於わん 受安廟・普観院 十一月廿一日 明和四年

三代 彦兵衛 潤誓廟・大融院 四月廿一日 宝曆十二年 妻 休誓廟・大教院 十一月廿七日 宝曆七年

四代 勇藏 常称廟・常称院 五月七日 文化五年 五六歳 妻 阿古代 信楽廟・信楽院 四月廿七日 天保三年 六四歳

五代 藤次郎(藤川) 能称廟・能称院 八月廿四日 文化五年 二一歳

先代 星右衛門(木野) 先考 超徳院 三月十六日 弘化三年 五三歳 妻 阿重 妣廟 秀光院 三月廿二日 天保元年 三四歳

兄弟 母 法名

妹 順 (阿重) 貞善童女 六月十六日 文政三年 一歳 弟 庫吉(慈君) 宝国童子 一月廿六日 天保十年 三歳

子供

正介 秀山智英童子 五月卅日 天保十五年 三歳 松濃 芙蓉院秋露童女 七月十一日 嘉永二年 三歳 幾三郎 実山賢秀童子 八月十日 安政二年 五歳 他三郎 義純童子 五月卅日 安政二年 一歳 長楯 実心源心童子 四月三日 文久三年 七歳

初代 三郎の墓は東城徳了寺・川西学恩寺にある。「廟」と「院号」が異なるのは、文久元年十二月に院号を追贈したことによると思われる。つまり文久元年までは院号が無いので、法名の一部を取って「廟」としていたと思われる。追贈後も其の儘呼称したようだ。

(東城に於いて初代足輕に、三代の時歩行組に取り立てられる。四代勇藏の時広島に呼び寄せられ、勘定奉行・用人・家司と異例の抜擢を受ける。)

四代以後は院号其の儘「廟」としている。先代の「考」「妣」は亡き父母を意味し「先考・祖考」「先妣・祖妣」等とも記される。

四・五代と貞善童女の墓は西向寺に、先代並びに宝国童子と彦右衛門の子供たちの墓は妙慶院にある。(西向寺が手狭になったため)

(ところで、この「廟」は余り聞きませんが、何でしょうか。「廟」は靈廟・たまや・墳墓等建造物の事ですが、縮小して位牌の事でしょうか。もつと略して「の霊」くらいの意味でしょうか??)

序でに彦右衛門の近親者

母 お仙(慈君) 彦右衛門十七歳の頃母阿重が亡くなり、続いて祖母もなくなつたことで、妾の解釈で村上に入れる。安政七年母の解釈にするべく願出、許される。当時六十六歳

妻 お並(おみつ) 木野一馬妹。家小と記される ?歳

弟 万之進(母阿重) 森岡へ養子 当時三十三歳 妹 お梅(母お仙) 辻清人に嫁す 当時二十二歳

養子 敬次郎(堀尾勝登弟) 文久三年厄介(半養子)とする